

宮城県民会館整備基本構想

令和 2 年 3 月

宮 城 県

目 次

序文.....	1
1. 県民会館を取り巻く現状と課題の分析	2
(1) 県内のホール施設の設置状況と県民会館との関係性.....	2
(2) 県民会館の概要	8
(3) 県民会館の現状と課題.....	9
2. 新しい県民会館に求められる役割	13
(1) 検討の前提	13
① 国の法令・計画の整理.....	13
② 県の条例・計画の整理.....	15
③ 県民会館整備の必要性.....	16
(2) 県民会館に求められる役割.....	17
① ホール機能	17
② 県中核拠点機能	17
③ 共用機能	17
3. 新しい県民会館の基本理念と基本方針	18
(1) 基本理念	18
(2) 基本方針	18
4. 新しい県民会館の施設整備の考え方	19
(1) 施設整備の基本方針.....	19
(2) 施設機能の整理	20
(3) 施設配置の想定	23
(4) 施設整備に必要な敷地条件の整理.....	24
5. 新しい県民会館の整備候補地・スケジュール等	26
(1) 整備候補地	26
(2) 整備スケジュール等.....	28

序文

昭和 39 年に開館した宮城県民会館は、本県の文化芸術活動の拠点として、多種多様な文化芸術を発信し、県民に多くの感動や癒しを届けてきた。しかし、開館から 55 年が経過し、建築の内外装の汚損や電気設備、舞台機構設備等の老朽化が著しく、故障リスクがあることから再整備を進めることとなった。

昨年度、今後の検討に向けての基礎資料を得ることを目的として、県民会館需要調査を実施した。その結果、2,000 席前後の大規模多目的ホールの需要は多く、さらにステージ公演に適したホールが宮城県には不足している可能性も示唆された。

現在、仙台市が 2,000 席規模の生の音源に対する音響重視の高機能多機能ホールの建設を計画・検討しているが、そのホールが新規に建設された場合でも、大規模ホール施設の供給過剰となることは想定されにくいと考えられる。また、仙台市の新ホール計画との棲み分けも考慮し、新しい県民会館には電気音響の大型興行に対応した大ホールや、地元劇団・県民が利用しやすい中小規模ホールの整備の必要性が想定された。

そのため、県民会館の基本的な方向性や機能・規模・立地条件等を、より専門的かつ多角的な視点から検討すべく「県民会館の整備のあり方に関する有識者会議」を設置し、様々な議論を重ねてきた。

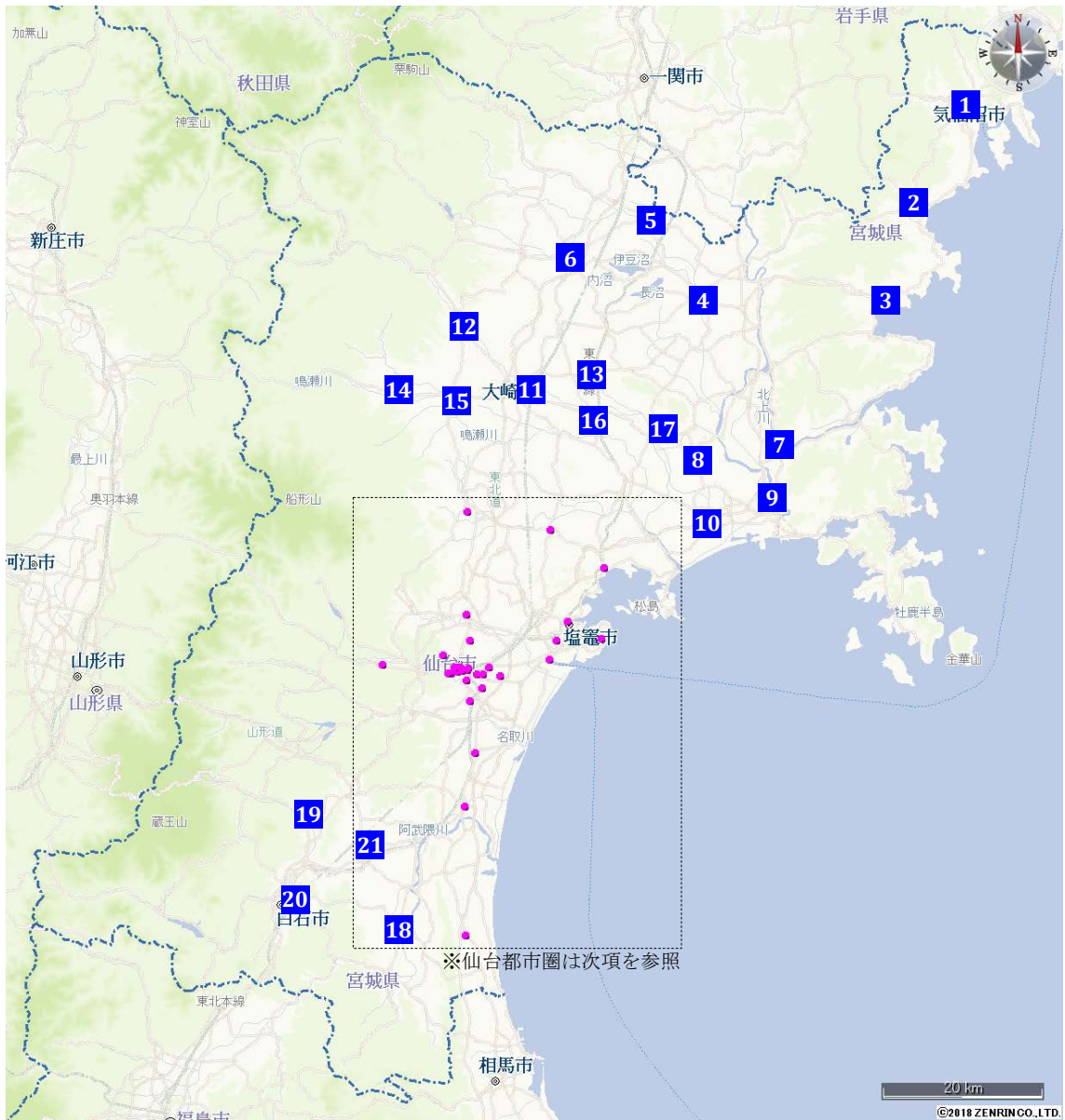
それらの議論を踏まえ、新たな県民会館の整備の在り方を示したものが、本基本構想である。

1. 県民会館を取り巻く現状と課題の分析

(1) 県内のホール施設の設置状況と県民会館との関係性

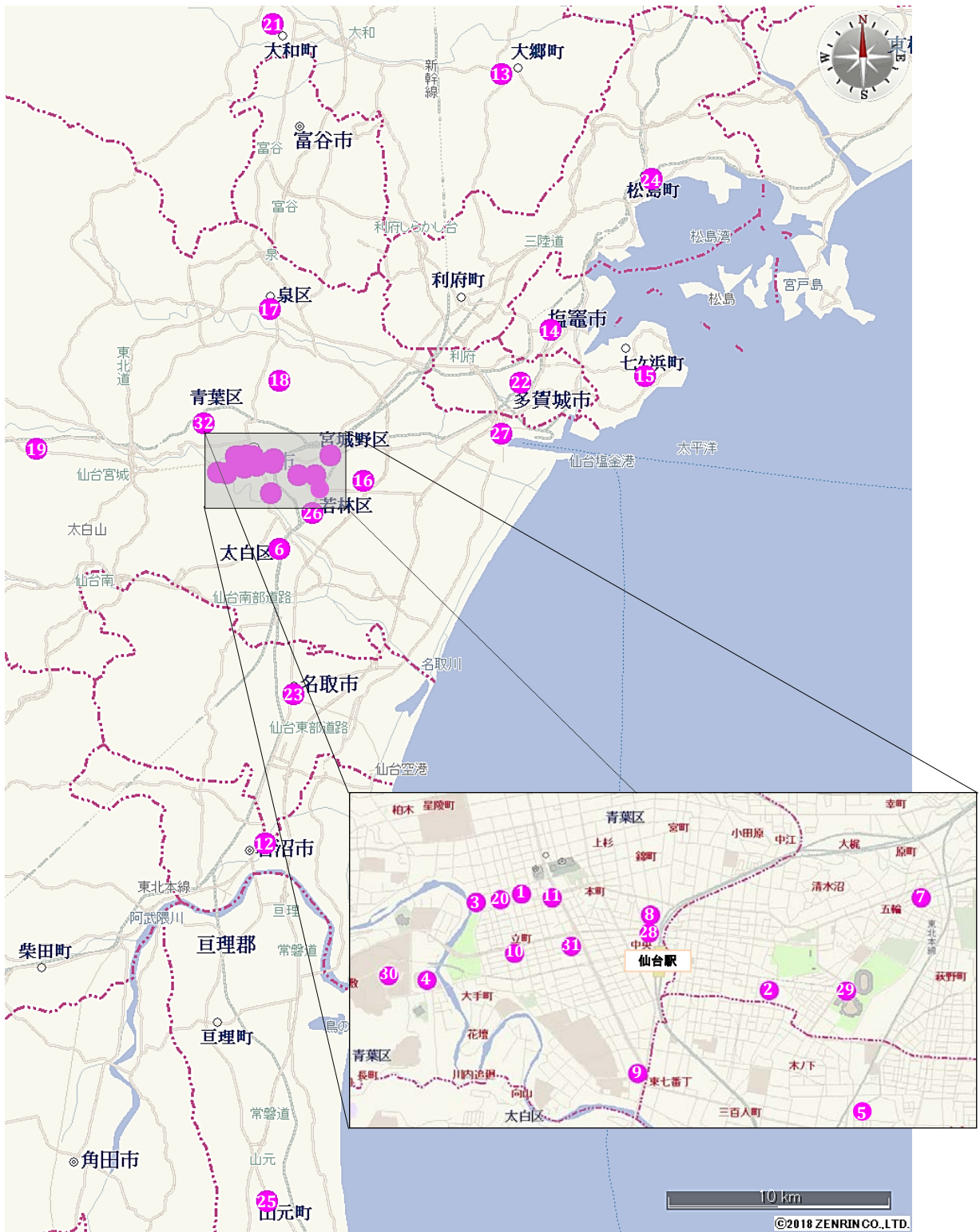
(1)-1. 県内ホール分布

■ 県内全域



		施設名		ホール タイプ	席数
気仙沼・ 本吉圏	1	気仙沼市民会館	大ホール	多目的	1,057
			中ホール	平土間	400
	2	気仙沼市はまなすの館		多目的	450
	3	南三陸町スポーツ交流村		多目的	492
登米圏	4	登米祝祭劇場	大ホール	多目的	894
			小ホール	平土間	250
栗原圏	5	栗原市若柳総合文化センター	大ホール	多目的	562
			小ホール	多目的	204
	6	栗原文化会館		多目的	1,006
石巻圏	7	石巻市河北総合センター		平土間	402(可動席)
	8	石巻市多目的ふれあい交流施設遊楽館		多目的	416
	9	(仮称)石巻市複合文化施設	大ホール	多目的	1,250
			小ホール	平土間	300 (可動席200)
10	東松島市コミュニティセンター		多目的	400	
大崎圏	11	大崎市民会館	大ホール	多目的	904
			中ホール	平土間	70
	12	大崎市岩出山文化会館		多目的	494
	13	大崎市田尻文化センター		多目的	400
	14	加美町小野田文化施設		多目的	459
	15	加美町中新田文化会館		多目的	684
	16	美里町文化会館		多目的	831
17	わくや天平の湯		平土間	約300	
仙南圏	18	角田市市民センター		平土間	630 (可動席525)
	19	蔵王町ふるさと文化会館		平土間	455(可動席)
	20	白石市文化体育活動センター		音楽	610
	21	仙南芸術文化センター	大ホール	多目的	806
平土間ホール			平土間	300(可動席)	

■ 仙台都市圏



	施設名	ホール タイプ	席数	
1	東京エレクトロンホール宮城(宮城県民会館)	多目的	1,590	
2	仙台サンプラザホール	多目的	2,710	
3	トークネットホール仙台 (仙台市民会館)	大ホール	1,265	
		小ホール	500	
4	仙台国際センター	多目的	1,000	
5	仙台市若林区文化センター	多目的	700	
6	仙台市太白区文化センター	多目的	674	
7	仙台市宮城野区文化センター	パトナホール	音楽	384
		パトナシアター	演劇	198
8	仙台市シルバーセンター	多目的	304	
9	仙台市福祉プラザ	平土間	302(可動席)	
10	仙台市戦災復興記念館	多目的	270	
11	仙台市男女共同参画推進セン ター エル・パーク仙台	ギャラリーホール	平土間	248
		スタジオホール	平土間	190(可動席)
12	岩沼市民会館・中央公民館	大ホール	多目的	1,006
		中ホール	平土間	250(可動席)
13	大郷町文化会館	多目的	380	
14	塩竈市民交流センター	多目的	379	
15	七ヶ浜国際村	多目的	577	
16	せんだい演劇工房10-BOX	能-BOX	演劇	100
		box-1	演劇	80
17	仙台銀行ホールイズミティ21 (仙台市泉文化創造センター)	大ホール	多目的	1,456
		小ホール	多目的	408
18	日立システムズホール仙台 (仙台市青年文化センター)	コンサートホール	音楽	802
		シアターホール	多目的	584
		交流ホール	平土間	300
		エッグホール	平土間	92
19	仙台市広瀬文化センター	多目的	605	
20	せんだいメディアテーク	オープンスクエア	平土間	300
		スタジオシアター	多目的	180

21	大和町ふれあい文化創造センター	大ホール	多目的	712
		小ホール	平土間	152
22	多賀城市民会館	大ホール	音楽	1,120
		小ホール	多目的	458 (可動席265)
23	名取市文化会館	大ホール	多目的	1,350
		中ホール	音楽	450
		小ホール	平土間	200
24	松島町文化観光交流館		平土間	590(可動席)
25	山元町中央公民館		平土間	600
26	仙台市若林区文化センター		多目的	700
27	みやぎ産業交流センター 夢メッセみやぎ	大ホール	平土間	504(可動席)
		西館ホール	平土間	670
28	仙台中小企業活性化センター		平土間	600
29	楽天生命パーク宮城		平土間	206
30	東北大学川内萩ホール		音楽	1,235
31	電力ホール		多目的	1,000
32	東北福祉大学音楽堂		音楽	739

- ・ 県内全域では53、仙台都市圏に32のホール施設が存在し、過半数が仙台都市圏に集中している。
- ・ 1,000席を超える大規模ホールは13施設、1,500席超の施設はうち2施設（宮城県民会館、仙台サンプラザホール）のみであり、さらにそのうち劇場型施設は宮城県民会館のみである。

(1)ー2. 仙台市音楽ホール検討懇話会の報告について

仙台市が設置した「仙台市音楽ホール検討懇話会」が、以下のようなホール像を報告している。

■基本的考え方

これからの仙台の発展と文化芸術の持つ可能性を踏まえ、以下3点を重視する。

- ① 仙台の特徴をさらに伸ばす
- ② 仙台の持続可能な発展の推進力となる
- ③ 文化芸術の持つ力を先進的に地域社会に活かす 復興の力をレガシーへ

■理念・目的

「誰もが集い、交流する、広場としての文化施設」

- ① 市民に支えられた楽都をさらに高める
- ② 文化芸術を介したまちづくりを進める
- ③ 復興の力となった文化力を社会に活かす

■部門構成

施設は4つの部門から構成され、それぞれが連携し融通しあう利用が想定される。

部門	概要
①ホール部門	○大ホール 2,000席規模の生の音源に対する音響重視の高機能多機能ホール ○小ホール 300～500席程度の多機能小ホール ○その他 最新の舞台及び舞台設備、映像・メディアなど表現の技術革新などに対応できる設備
②創作・練習部門	○リハーサル室 音響重視のリハーサル室と舞台芸術のためのリハーサル室の2つを整備する。さらに実験的公演などにも対応。 ○稽古場・練習室 広さや性能、設備の異なる諸室を複数整備し、国際的な事業や広域の大会開催なども想定する。 ○その他 制作室、大道具や美術の工房、録音スタジオ、倉庫など
③まちづくり部門 (文化力部門)	○施設内広場的空間 ○交流スペース ○文化力を活かすための諸室 ○サービス施設
④運営・市民協働部門	○施設管理運営諸室 ○文化芸術政策展開のための諸室
その他	○設備機械室、廊下・階段・エレベーター等共通動線など

(2) 県民会館の概要

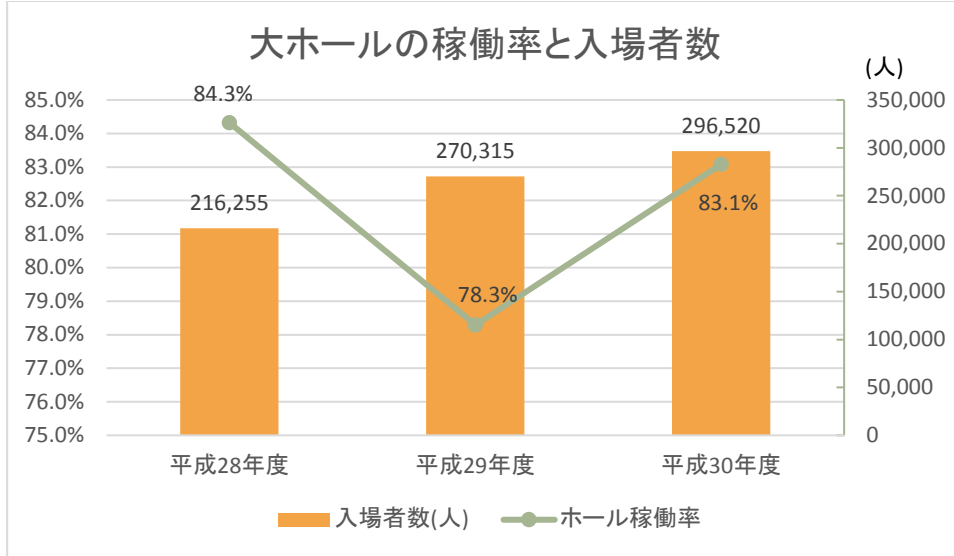


所在地・アクセス	〒980-0803 仙台市青葉区国分町3-3-7
開館年	昭和39年
建築	鉄骨鉄筋コンクリート・地下1階・地上6階
面積	敷地面積：3,627 m ² 建築面積：3,195 m ² 延床面積：12,470 m ²
施設内容	ホール席数：1,590席 舞台寸法：22m×15m×8m 楽屋数：10 その他諸室：リハーサル室、会議室6、和室4、展示室2、 教養室2、浴室2、食堂喫茶
管理運営団体	指定管理者 / 宮城県民会館管理運営共同企業体((公財)宮城県文化振興財団・(株)東北共立・陽光ビルサービス(株))

(3) 県民会館の現状と課題

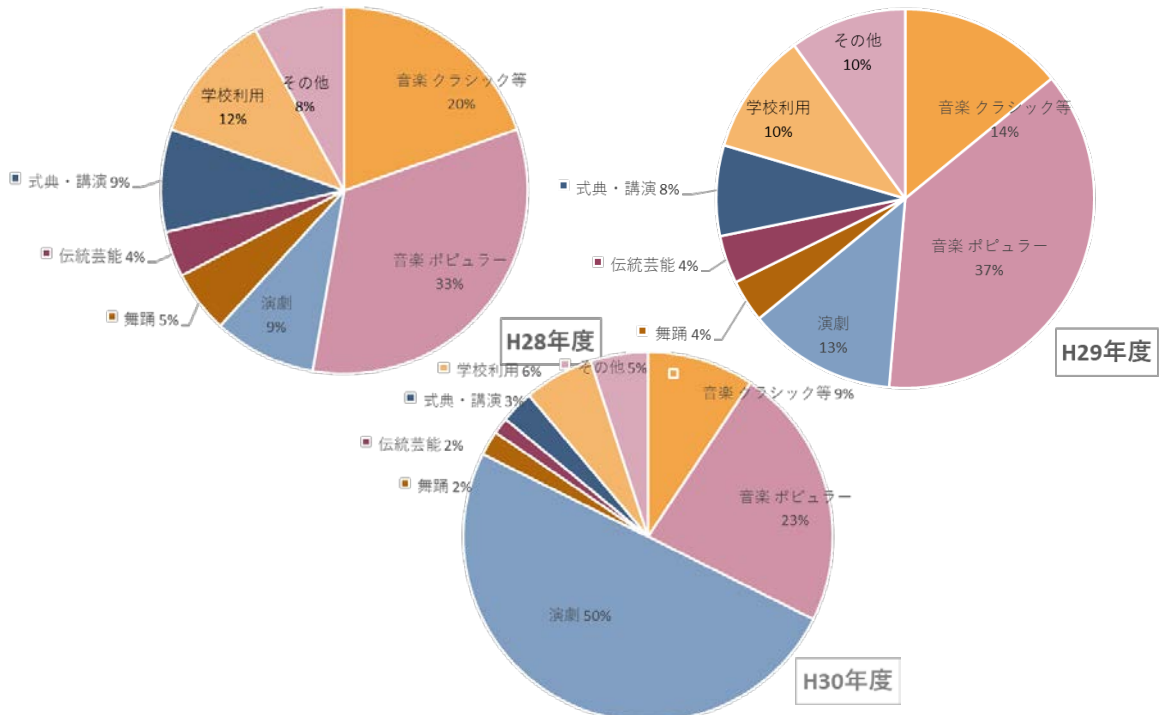
(3)-1. 利用状況

■大ホール

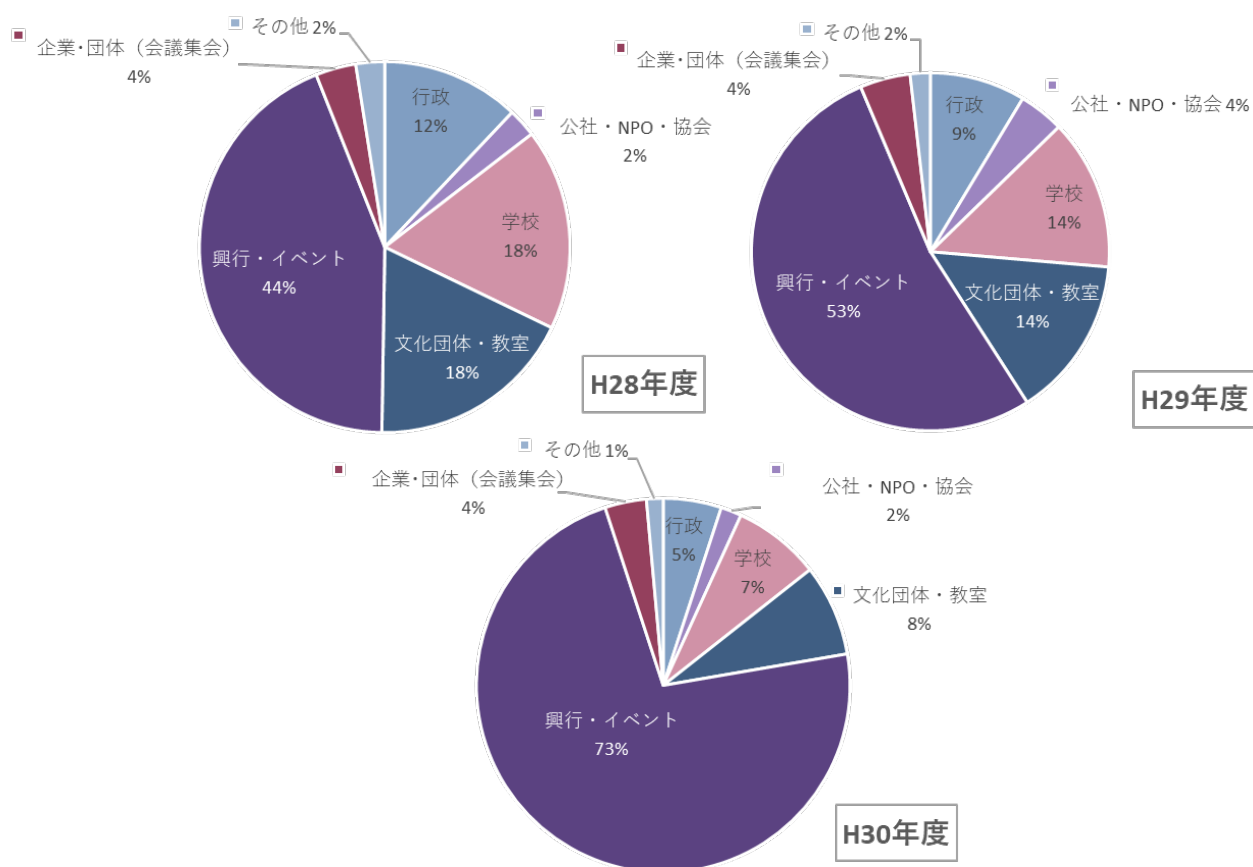


- ・平成27年度の都道府県立施設における年間平均ホール稼働率は64.8%、また全国の1,000席以上のホールにおける年間平均稼働率は58.3%である。一方、県民会館の過去3年間に於ける稼働率はこのいずれをも上回り、平均で80%を超える高稼働状態となっており、県民へ文化芸術の鑑賞機会を提供する場として重要な役割を担っている。

〈大ホール利用ジャンル内訳〉

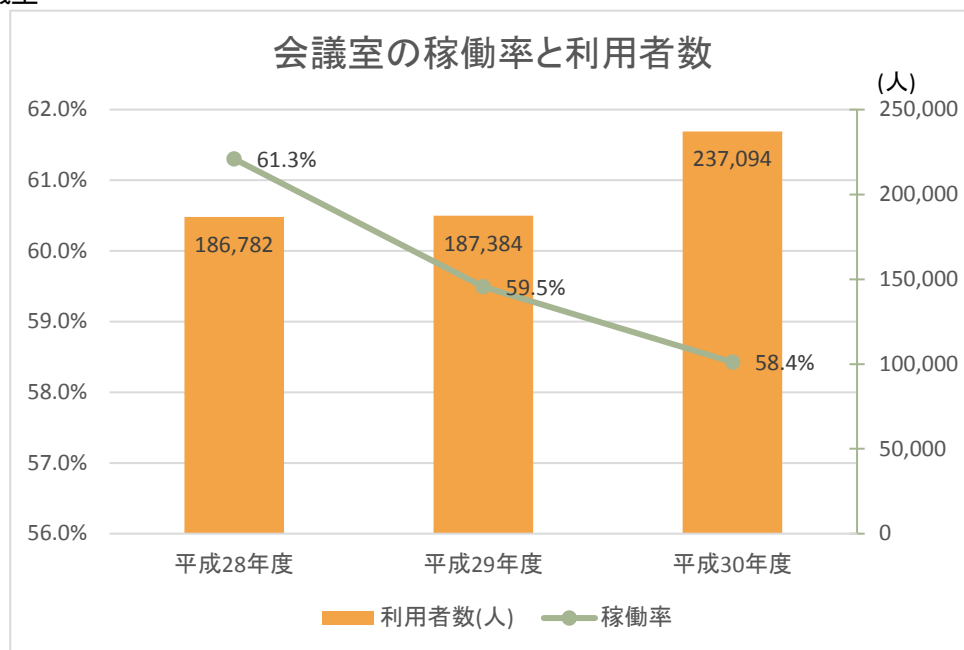


〈大ホール利用者内訳〉



- ・ポピュラー音楽や演劇といった興行・イベントによる利用が年間の約半数を占め、非常に多いのが特徴である。
- ・また県民会館は数年に一度、劇団四季による長期公演の会場として使用されており、平成30年度の演劇・興行利用の占める割合が大きいのはこのためである。

■会議室



- ・会議室の稼働率は下降傾向にあるが、一方で過去3年間の利用者数は20万人前後を保っている。

(3)－2. 自主事業実施状況

県民会館では、主に以下4種の自主事業が展開されている。

- ① 鑑賞機会の提供
- ② 参加する機会の提供
- ③ 文化芸術に係る人材の育成及び体験機会の提供
- ④ 文化芸術活動に係る国際交流の推進及び支援

過去5年間のこうした取組について、①では古典芸能をはじめとして管弦楽、ジャズ、朗読、コンテンポラリーダンスなど様々なジャンルの鑑賞事業が行われ、延べ57,000人余りの参加者が訪れた。

②では、恒例イベントである「みやぎアートファミリアの日」を軸に、鑑賞のみにとどまらない文化芸術の体験機会を県民へ提供している。

③では、ボランティアの育成やジャズ発表会、古典芸能の入門講座の開催のほか、県内の学校や公民館を会場としたアウトリーチを精力的に開催し、特に東日本大震災における被災地域の住民の心のケアに重点を置いた事業を展開している。

④では、県内に在籍する外国人留学生等を対象とした歌舞伎鑑賞講座を毎年開催し、国際文化交流の推進に寄与し続けている。

これらの事業はいずれも継続的な取組が必要であるが、特に鑑賞事業のジャンルの幅広さは、新たな県民会館の特色として維持・発展されていくことが望まれている。

また、今年度は「宮城県震災復興計画」の発展期にあたり、震災からの復興の総仕上げが進められているが、中でも文化芸術に関しては、発表や交流の場の提供、創造的活動の支援、伝統文化の保存と継承が求められているところである。新たな県民会館においては、発展期の更に分を見据え、誰もが生きがいを実感し、安心して暮らしていける地域づくりに貢献し得る事業展開の必要性が高まっている。

(3)ー3. 需要調査(平成30年度)から浮かび上がる課題

現在の利用状況や、平成 30 年度に実施した運営者・利用者へのヒアリング結果から、県民会館の抱える課題は以下のように整理される。

ハード面
<p>①搬入口・楽屋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地にあり、面する通りが一方通行 ・ 車両通り抜けや留め置き、駐車ができない ・ 搬入口に段差があり、プラットフォームがない ・ バックステージが窮屈 ・ 楽屋と舞台が別階にあり、分かりにくい
<p>②舞台</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 舞台奥行・袖舞台の狭さ、額縁の低さ ・ オーケストラピットが手動のため、取り外し・再取り付けが困難
<p>③ホワイエ・客席周り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 客席・通路・トイレ等の仕様、サイズ、数量等の不適 ・ 階段手すり、傾斜、段差等ユニバーサルデザイン、バリアフリーへの対応に限界 ・ ホワイエが狭く、待機列を外に作る必要がある ・ ホワイエ、ロビー、楽屋、通路等、空間の広さ、高さ等の不足 ・ 客席階段や扉が分かりにくく、案内に人手を要する
<p>④その他施設・設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外壁、内装等の経年劣化による摩耗・汚損等 ・ 電気、空調等機器類及び配管、配線等の劣化による故障等リスクの増大 ・ 空調設備の温度管理、騒音等制御困難 ・ 防音・遮音、安全性等各種性能・レベルの不足 ・ 会議室内に柱が露出している ・ エレベーター・エスカレーター等の設置・増改築が必要 ・ 舞台設備の更新が必要 ・ 電気空調設備機器類の全面更新、オーバーホールが必要
ソフト面
<p>①施設予約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 稼働率が高く予約が取りづらい ・ 抽選方式の運用方法 ・ 一部主催者による優先利用
<p>②会館職員の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対応が硬直的

2. 新しい県民会館に求められる役割

(1) 検討の前提

① 国の法令・計画の整理

①-1. 文化芸術関連施策

平成13年 文化芸術振興基本法（平成29年改正）

文化芸術振興に関する国の基本理念を初めて明らかにした基本法。
地方公共団体が地域特性に応じた施策を主体的に実施することを求めた。
平成29年、「文化芸術基本法」として改正。

平成24年 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（劇場法）

文化芸術振興基本法で掲げた理念に基づき、劇場・音楽堂・文化ホールなどの機能を活性化し、音楽・舞踊・演劇・伝統芸能・演芸の水準の向上と振興を図ることを目的として制定。通称「劇場法」。
劇場・音楽堂等は人々の心を豊かにし、活力ある社会を構築するための重要な文化拠点であることが明示された。

平成25年 劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針

劇場、音楽堂等の施設整備が先行して進められてきた中で、事業の活性化に焦点を当て、設置者または運営者が取り組むべき事項を定めたもの。
設置者・運営者に対し、運営方針の明確化や質の高い事業の実施、専門的人材の養成などを求めている。

平成26年 文化芸術立国中期プラン

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、世界に誇る日本各地の文化力を生かした文化プログラムを提供するため、そのロードマップと日本の目指す姿を示したもの。
専門人材の育成や地域の特性を生かしたまちづくり、海外へ向けた日本文化の紹介など、多岐にわたる事業展開を目指している。

平成27年 文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）

令和2年までの6年間を対象に、我が国が目指す文化芸術立国の姿と、その実現のための成果目標が定められている。
特に、東京オリンピック・パラリンピック競技大会とそれに伴う訪日外国人受入れ対応及び東日本大震災からの復興に関して大きく取り上げられた。

平成29年 文化芸術基本法（文化芸術振興基本法の一部を改正する法律）

文化芸術の振興にとどまらず、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野を同法の範囲に取り込み、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用しようとする改正法。

平成30年 文化芸術推進基本計画

文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、文化芸術政策の目指すべき姿や今後5年間の基本的な方向性を示す計画。

目指すべき姿の実現のため、劇場・音楽堂等は、教育機関、福祉機関、医療機関等と連携・協力しながら、様々な社会的課題を解決する場として、その役割を果たすことが求められている。

①-2. 公共施設建設に関する施策

県民会館の建設後、社会情勢の変化や各種災害の発生などを背景として公共空間や公共建築物に求められる機能や仕様等は高度化しており、現在の施設ではこれらに対応しきれていない状況にある。

	法律等	背景・トピックなど
昭和 25 年	建築基準法制定	
昭和 54 年	□ 省エネ法制定 エネルギー使用の合理化等に関する法律	70 年代オイルショック
昭和 56 年	○ 建築基準法改正 新耐震基準	宮城県沖地震(S53) 耐震性能の強化
平成5年	□ 省エネルギー法制定 エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する 事業活動の促進に関する臨時措置法	IPCC 設置(S63) リオ地球サミット(H4) 環境基本法制定(H5)
平成6年	△ ハートビル法制定 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築 の促進に関する法律	
平成 12 年	○ 建築基準法改正	阪神淡路大震災(H7) 耐震性能の強化
	△ 交通バリアフリー法制定 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑 化の促進に関する法律	介護保険導入(H12)
平成 18 年	△ バリアフリー新法制定(ハートビル法と交通バリアフリー法を統合) 高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律	
	建築基準法 アスベスト使用禁止 大気汚染防止法 建築物の解体等の規制対象範囲拡大 廃棄物処理法 アスベスト含有廃棄物の適正保管、処分 労働安全衛生法施行令 石綿障害予防規則	アスベスト関連規制の 強化
平成 20 年	□ 省エネ法改正	京都議定書締結(H14) 京都議定書発効(H17)

平成 26 年	○ 建築基準法施行令改正 特定天井	東日本大震災(H23) 劇場・ホール等の天井 に対する耐震対策
平成 27 年	△ 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(劇場、競技場等の観客席を有する施設に関する追補版)	2020 年東京オリパラを 見据えて、劇場・競技場 等における設計標準
平成 29 年	□ 建築物省エネ法制定 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	

○ 建築基準法・耐震関連 △ バリアフリー法関連 □ 環境・省エネルギー関連

② 県の条例・計画の整理

平成16年 宮城県文化芸術振興条例

心豊かな県民生活及び活力ある社会の実現に寄与するため、文化芸術振興に関する基本理念と県の責務を定めた条例。

文化芸術の創造と享受を県民の権利として重視し、「文化芸術の香り高いみやぎ」を目指すことを宣言するとともに、文化芸術の承継と新たな創造に向けて力強く取り組む姿勢を示した。

平成23年 宮城県震災復興計画

環境、経済など各分野の今後10年間における復興の道筋を示したもの。
文化芸術に関しては教育分野にて言及されており、計画期間の終盤に当たる「発展期」においては、文化芸術活動の発表や交流の場の提供、県民の創作・研究等創造的な活動の支援、伝統文化の保存と継承を図り、芸術文化のかおり高い地域づくりを強力に推進するとしている。

平成28年 宮城県文化芸術振興ビジョン（第2期）

平成28年度から令和2年度までの5年間における、文化芸術振興の基本的な方針と総合的に展開すべき施策の方向性を示す。文化芸術の振興を図ると同時に、震災からの心の復興を強く推進することを目的としている。

民間団体、企業、教育機関との連携・協働に努め、誰もが主体的に文化芸術を創造・発表・享受することができる環境の整備や、専門人材・団体の育成、特色ある地域づくり等が重要とされている。

平成29年 宮城の将来ビジョン

東日本大震災からの『復興』を含む諸課題を解決する先進的な地域づくりを進める上での、中長期的目標に位置付けられる。

文化施設に求められる主な取組としては、県民が文化芸術に触れる機会の充実、多彩なワークショップ型事業、展示会等に参加する機会の充実などが挙げられている。

③ 県民会館整備の必要性

国及び県の方針

国の法令において、劇場・音楽堂等は人々の心を豊かにし、活力ある社会を構築するための重要な文化拠点であると定められ、またその運営に関しては、質の高い事業の実施や、地域特性を生かしたまちづくり、専門的人材の養成といった観点が重視されている。同様に県の計画では、文化芸術の創造、発表、享受という県民の権利を尊重し、機会の充実や場の提供といった活動支援を通して、文化芸術振興を図ることが求められている。

仙台市内のホール利用の過密化

現在の仙台市内の文化施設は、特に大規模ホールにおいて土・日曜日の利用が過密化しており、ホール不足の状態と言える。これは県民にとっての機会損失であり、文化拠点たるホールの役割が十分に果たされない状況にも繋がるものである。その一方で、仙台市内には小規模な劇場も含め、演劇活動ができる場所が少ないという実情もある。

2,000席前後の大規模多目的ホールの需要は多く、さらにステージ公演に適したホールが宮城県には不足している可能性も示唆されている。

県内に新たなホールを整備するに当たり、こうした問題を解消するには2,000～2,500席の大規模施設がふさわしく、同時に、地元劇団や県民が利用しやすい中・小規模の劇場の併設が望まれている。

仙台市の新ホール整備計画とのバランス

現在、仙台市では「2,000席規模の生の音源に対する音響重視の高機能多機能ホール」の整備を計画している。しかしこの場合でも、新たな県民会館は従来の高稼働状況の緩和や市内全体のホール不足状態への充足という位置づけとなり、ホール施設の供給過剰状態となることは想定されにくいと考えられる。

機能の面では、仙台市が計画する音響重視の高機能多機能ホールとは明確な棲み分けがなされるべきであると考えているが、仙台市の新ホールは今後、クラシックを中心とした音楽系興行を担っていくことが予想される。

また、舞台上で使われる技術・テクノロジーがここ数年で大きく変化しており、照明のLED化や音響のデジタル化など技術の進化に対応するホールが必要になると考えられる。

そこで新たな県民会館は、これまで担ってきたステージ系興行公演の更なる振興を図るとともに、需要が期待されるポップスの大型公演にも適した、電子音響重視のテクノロジー進化に対応した多目的ホールとすることが必要である。

(2) 県民会館に求められる役割

① ホール機能

新しい県民会館には、東北地方全体の需要を見据えた地域の要となることが求められており、また、東北全体からの集客はもちろんのこと、昨今のインバウンドの動きを視野に、国内外から人が集う拠点施設としての役割も求められている。

そのためには、テクノロジーの進化に適応した持続可能な施設であることが重要である。あらゆるエンタテインメントに対応できる可能性を有することで、県民に最もふさわしいホールとして自ずと人が集まり、吸引力のある施設になっていくと考えられる。

またホールは、大ホール単一の機能だけではなく、創造・普及活動に利用できるよう施設を併せ持つなど、複合的な機能を有することが期待されている。文化政策上ホールに課せられた役割を満たしながら、商業的な要求にも応えられる、柔軟で多機能な施設が求められている。

<進化するテクノロジーのイメージ>



② 県中核拠点機能

県民会館は、広域自治体が有する施設として県内市町村の施設を支援し、県内ネットワークのハブ機能を果たすことや、関係する地域の文化活動の「コア」としての機能を強化することが望まれている。特に文化的な環境が十分でない地域へのアウトリーチ活動や、スタッフ研修、公演の共同制作などを通じた人材育成活動が必要とされており、市町村単位では手の届かない部分を中核拠点施設として補っていくことが求められている。

③ 共用機能

共用部分には、連続性と開放性が不可欠である。劇場前に街と繋がった広場があり、その中に様々な機能がある、といった街から劇場への繋がりこそが、多くの人々に開かれた場所、県民が繰り返し足を運びたくなる空間を生み出すものである。同時に、常に何かが行われ、人が集い、交流し、文化的な刺激に触れることで都市全体を盛り上げていくという持続的な広がりが必要とされている。

3. 新しい県民会館の基本理念と基本方針

(1) 基本理念

■アート×エンタテインメント×テクノロジー

- ・東北最高峰の文化芸術拠点として様々な芸術体験を展開する
- ・空間、演者・観客、テクノロジーの相互作用による、新しいエンタテインメントの発信に寄与する

■人材育成×活動支援×地域連携

- ・文化施設人材育成拠点として県内文化力のボトムアップを目指す
- ・県内文化芸術団体・文化施設などと連携し、県民が等しく文化芸術を創造・発信・享受・活用できる拠点を創出する

(2) 基本方針

ホール	方針 1：東北最大規模の大型総合エンタテインメント拠点 県民が上質な作品に触れる機会の創出
	<ul style="list-style-type: none"> ・多ジャンルのエンタテインメントを通して県民の生活を刺激し豊かにする ・老若男女、国籍問わず、多種多様な人々に感動を提供 ・海外や都心で開催される最新イベントを積極的に招致
	方針 2：最先端の芸術発信・クリエイティブ拠点 演劇、音楽、舞踊、美術、あらゆる芸術分野の共存と共振
	<ul style="list-style-type: none"> ・時代の流れに対応したテクノロジーを受け入れ続けることができる拡張性 ・ビジュアルアートやメディアアートなど最新の参加型・体験型コンテンツを積極誘致
機能	方針 3：県内文化施設人材育成中核拠点 県民の活動支援拠点、社会課題解決の場
	<ul style="list-style-type: none"> ・県内文化施設の文化力底上げ、県内市町村ホールのハブ機能を担う ・広域自治体として、県内市町村ホールの人材育成を支援する ・県内文化芸術団体やNPO団体等と連携し、県民の様々な活動を支援する ・様々な団体と連携し、社会課題解決の場としての役割を果たす ・最新の文化芸術、ライブエンタテインメント情報の収集と発信
空間・共用 スペース	方針 4：新たなコミュニティ拠点 刺激的なパブリック空間
	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な分野のアーティストと関わる機会を創出する ・アートと自然が一体化したパブリック空間を演出する ・新たな出会い、交流、居場所を提供する

4. 新しい県民会館の施設整備の考え方

(1) 施設整備の基本方針

新しい県民会館の基本理念を実現するため、以下に示す4つの機能部門を設定し、整備方針を定めることとする。

ホール部門

- 県が誇る東北地方最大規模・最先端の高機能ホールを目指す。
- 最新テクノロジーに対応できる設備を備え、ポピュラー音楽・ミュージカル等の大型公演に最適な環境を提供することにより、ポピュラー音楽を中心とした各種舞台芸術から大会集会まで、多様なジャンルへの対応を可能にする。

創造・育成・連携拠点部門

- 県内文化施設スタッフの人材育成中核拠点として、機能性が高く多用途に利用できるスタジオシアター（中規模ホール）、リハーサルや練習等を行なうためのリハーサル室及び小規模な練習室や稽古場等の設置を検討する。
- これらの施設を活用して、県内市町村の劇場・ホール関係者や文化芸術活動に関わる県民を対象に技術研修やワークショップを行なうほか、県内外のアーティストと県民が触れ合いながら様々な文化芸術活動を展開する場となることを目指す。
- スタジオシアターは演劇利用を想定した規模、仕様を検討する。

交流・コミュニティ部門

- エントランスロビーをはじめとした共用スペースの一部を開かれた交流の場とし、ホールでの催し物がなくてもロビーコンサートやパフォーマンス、展示会や集会・イベントなど、常に何かが行なわれているスペースとなるよう配慮する。
- 県内外の文化芸術関連情報に触れ、ゆったりと過ごせる場の設置を検討する。
- 開放的な空間として多様な活動を包み込み、訪れた人が目的外の活動に触れることによって新たな刺激を受けることができるようにするとともに、屋外の広場や緑地等と連続して一体的な活動を展開することを検討する。

管理運営部門

- 管理運営部門には、自主事業の企画運営、施設全体の維持管理、諸室貸出しの管理を一体的に行なう管理事務室等を設ける。
- 有事の際に県民の避難場所として機能するよう、災害用備蓄倉庫等を設ける。

(2) 施設機能の整理

【施設構成イメージ】

部門	備考
ホール部門	<u>大ホール</u> 劇場型(プロセニウム形式) 客席(2,000~2,300席) 舞台、楽屋、ホワイエ等含む
創造・育成・連携拠点部門	<u>スタジオシアター</u> 平土間 500~800人収容 舞台、楽屋、ホワイエ等含む
	リハーサル室、練習室・稽古場
交流・コミュニティ部門	ギャラリー・アトリエ、アートライブラリー、 エントランスロビー、その他共用スペース等
管理運営部門	事務室関係、機械室関係、災害対応関係

(2)-1. ホール部門

① 大ホール

- 国内外の著名アーティストによるポピュラー音楽や大型ミュージカルをはじめとした各種公演及び大会・集会利用を想定し、劇場型（プロセニウム形式）で、客席数は2,000~2,300席程度とする。

客席

- 客席は複層化し、利用人数が少ない時は1階のみで利用するなど、利用者数に応じて使うことができるよう工夫する。
- 客席後方などに立見スペースを設置し、効率的な収容人数の増加を図る。
- 座席自体はゆとりのあるサイズにするとともに、障害者や高齢者にも配慮する。

舞台周り

- 舞台袖を含めて十分な舞台の大きさを確保するとともに、容易な搬入・搬出、楽屋やアーティストラウンジの確保など、バックヤードの充実を図る。
- 音響反射板を設置し、生音でのコンサート等に対応できるようにする。
- 舞台設備（機構、照明、音響映像等）については、基本的性能を確保するとともに、将来、新たな演出や表現方法を生み出す機器やシステムの導入に対応できるようなインフラの整備を検討する。

ホワイエ

- ホワイエは、観客が開演前や幕間にゆったりとくつろげるよう配慮する。
- トイレは十分な数を確保することとし、特に女性用は一般的な基準を上回る個数を検討するとともに、待機スペースについても検討する。
- 主催者控室、クローク等のスペースも検討する。

(2)–2. 創造・育成・連携拠点部門

- 広域自治体として県内市町村ホールの人材育成を支援し、様々な主体が創造・育成・連携活動を行う拠点として、以下の施設の設置を検討する。

① スタジオシアター

- 平土間形式とし、可動客席の導入等により 500～800 人程度の収容を可能とする。
- 演劇公演に適した形状を基本としながら、音楽ライブやダンスパフォーマンス、ファッションショーや各種イベント、最新技術を用いて創作された映像作品、美術作品とデジタル技術を組み合わせたアート展など、あらゆる表現芸術に対応できるように検討する。

② リハーサル室、練習室・稽古場（音楽・映像制作スタジオ、ワークショップルーム）

- 各種公演のリハーサルや文化団体・県民等の日常的な練習や稽古、各種作品の制作や創造、ワークショップ、小規模な発表会や展示会まで、様々な用途に利用可能なスペースとなるようにする。
- リハーサル室は大ホールの主舞台と同程度の規模で、収容人数は 200～300 人程度の想定とする。
- 練習室・稽古場は、生音の楽器演奏や合唱、バンド練習など音の出る活動、バレエやダンス、演劇・芝居等、様々な活動に対応できるように、防音・遮音性能の確保、壁面の鏡張りやバレエバーの設置などを検討する。
- このほか、デジタル作品の創作を可能とする高機能の音楽スタジオ、映像スタジオ等の設置についても検討する。

(2)–3. 交流・コミュニティ部門

- 交流・コミュニティ部門は、催し物がなくても誰もが気軽に施設を訪れ、文化芸術に触れながら楽しく過ごすことができるような、明るく開放的なスペースとして計画する。

① ギャラリー・アトリエ

- 絵画や書道などをはじめとした文化芸術活動を行い、創作した作品を展示することができるアトリエやギャラリーの設置を検討する。
- ギャラリーは、絵画や写真、彫刻等の作品展示のほか、これらと映像や音楽を組み合わせた作品など、先端技術を活用した次世代の作品の展示に対応することを想定した空間と設備を備えることを検討する。

② アートライブラリー

- 県内、国内外の文化芸術作品を収集し、情報発信するライブラリーを設置する。
- 演劇、音楽、ダンスをはじめとした各種エンタテインメントに関する図書、CD、映像資料等を収集保管し、閲覧に供する。

③ エントランスロビー

- 新県民会館を特長づける施設として、様々な文化芸術活動を行い、交流・コミュニティ活動を誘発するエントランスロビー空間を設ける。
- エントランスロビーにおいては創造・育成・連携拠点部門の諸室で行なわれている活動を表出させるほか、各種講座やワークショップ、アーティストと県民の交流イベントを行うなど、県独自の文化芸術活動を推進できるよう配慮する。
- エントランスロビーは外部からの視認性を高め、緑地広場等との一体的な利用を図ることとする。

④ その他共用スペース（各種サービス施設、広場等）

- 来場者が心地よく過ごせるように、カフェ等の飲食スペースや小さな子供連れに対応するキッズスペースなどの設置を検討する。
- 新県民会館の前庭として広場を設置し、アート作品の展示や野外ライブ・パフォーマンスなどを行える空間とすることで、エントランスロビーと連続させて一体的な利用が可能となるように検討する。

(2)－4. 管理運営部門

① 事務室関係

② 機械室関係

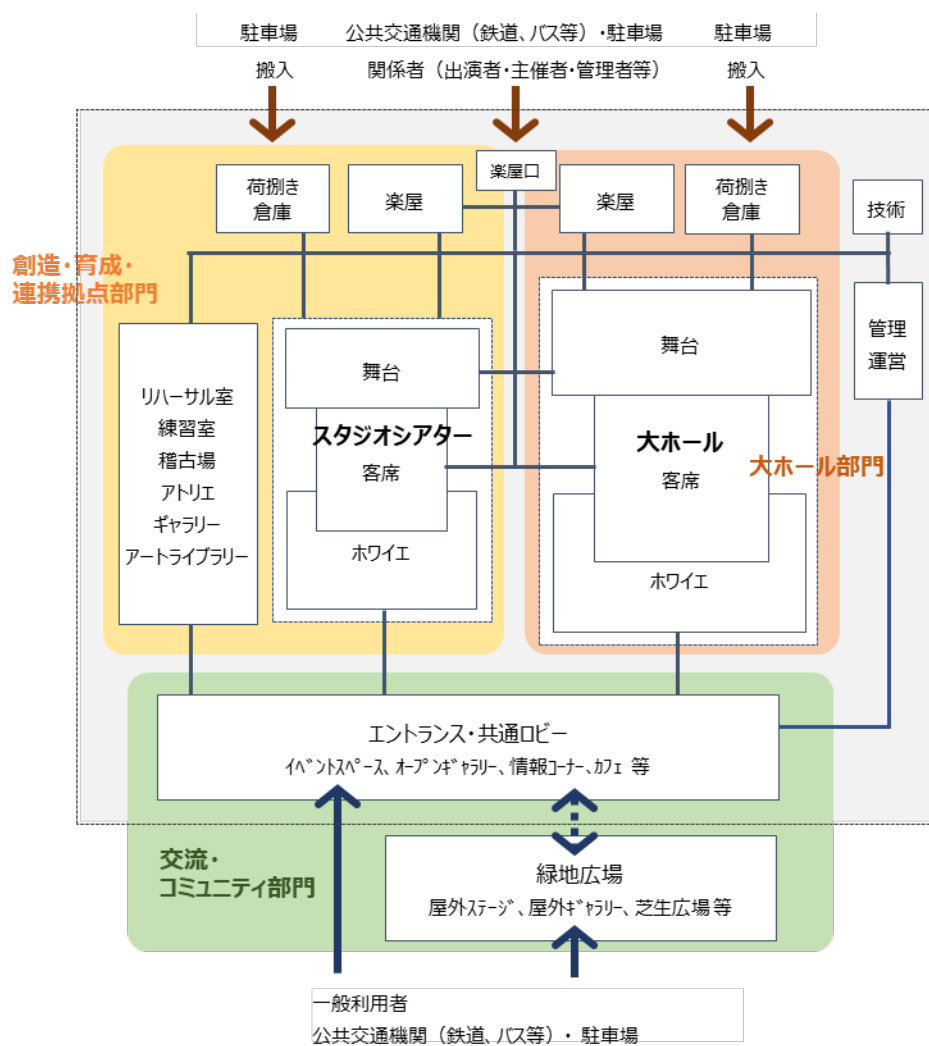
③ 災害対応関係

(3) 施設配置の想定

施設及び諸室の配置に関しては、敷地周辺環境に配慮するとともに、建物内においては、観客、出演者、主催者、搬出入等の動線を考慮する。

ホール建物による日影、搬入大型車両やバス、来場者の自家用車や人の集中による騒音や振動等の影響を極力抑えるような配置を検討する。

【機能相互の関係性について(機能連関図)】



(4) 施設整備に必要な敷地条件の整理

新県民会館の整備にあたっては、敷地が都市計画法及び建築基準法に基づく劇場施設の立地適性を備え、建物が物理的に配置可能であることが前提となる。その上で公共交通機関や道路状況などによる交通アクセスや搬入・搬出の容易さ、周辺環境との親和性、自治体の上位計画や地域のまちづくりとの整合性などが求められる。

これら全体が新県民会館のコンセプトの実現性を備えていることが重要である。

評価項目		評価内容
A 都市計画 ・地域地区	用途地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域のいずれかなら建設可能
	特別用途地区 その他	特別用途地区(文教地区等)の指定による建設可否 景観地区、高度地区等の指定による建築高さ制限
B 建物規模、 高さの制限	建蔽率／容積率	必要建築面積／必要延床面積の確保の可否
	斜線制限など	道路斜線、隣地斜線、北側隣地斜線、 日影規制による高さ制限
C 土地の性格	地盤	支持地盤深さによる基礎工事の大小 液状化対策の要否
	地歴	土壌改良の要否
	自然災害危険性	津波ハザードマップ 指定等級による建設適性
	振動騒音	騒音・振動発生源(鉄道、飛行経路)の有無、 発生源からの距離
D 土地の広さ ・形状等	最低必要寸法	満足な舞台・客席の配置の可否によるホール機能への影響の有無
	高低差	入出庫経路への影響の有無
	駐車場可能台数	必要駐車可能台数の確保の可否
E 接道条件	前面道路接道状況 接道面数	建築基準法上の興行場の建設に必要な前面道路幅員・接道長さ、前面空地の確保 入出庫経路の確保
F 交通アクセス	来館者	鉄道の利用可能路線数、最寄駅数 バスの利用可能路線数、最寄バス停数 高速道路のインターチェンジからの距離 最寄駅からの歩行時間 歩道の整備状況等による来館者の安全性、快適性
	搬入車両等	道路幅員、沿道環境等、大型車両(40 フィートコンテナ、11tトラック、バス)のアクセスの良否

G 周辺地域の 状況	補完機能	飲食施設、商業施設 学校・大学等の教育機関 文化施設などの類似機能施設 周辺地域の駐車場
	周辺環境への影響	搬入大型車両の通行にともなう騒音振動、危険性 駐車車両の通行集中、終演時における群集の発生等 ホール内の発生音・振動等の周辺環境への影響
H 政策との整合性		宮城県、仙台市のまちづくり・都市計画との整合性
I 土地の所有者		県有地・他行政所有地・民有地の取得費用、期間

5. 新しい県民会館の整備候補地・スケジュール等

(1) 整備候補地

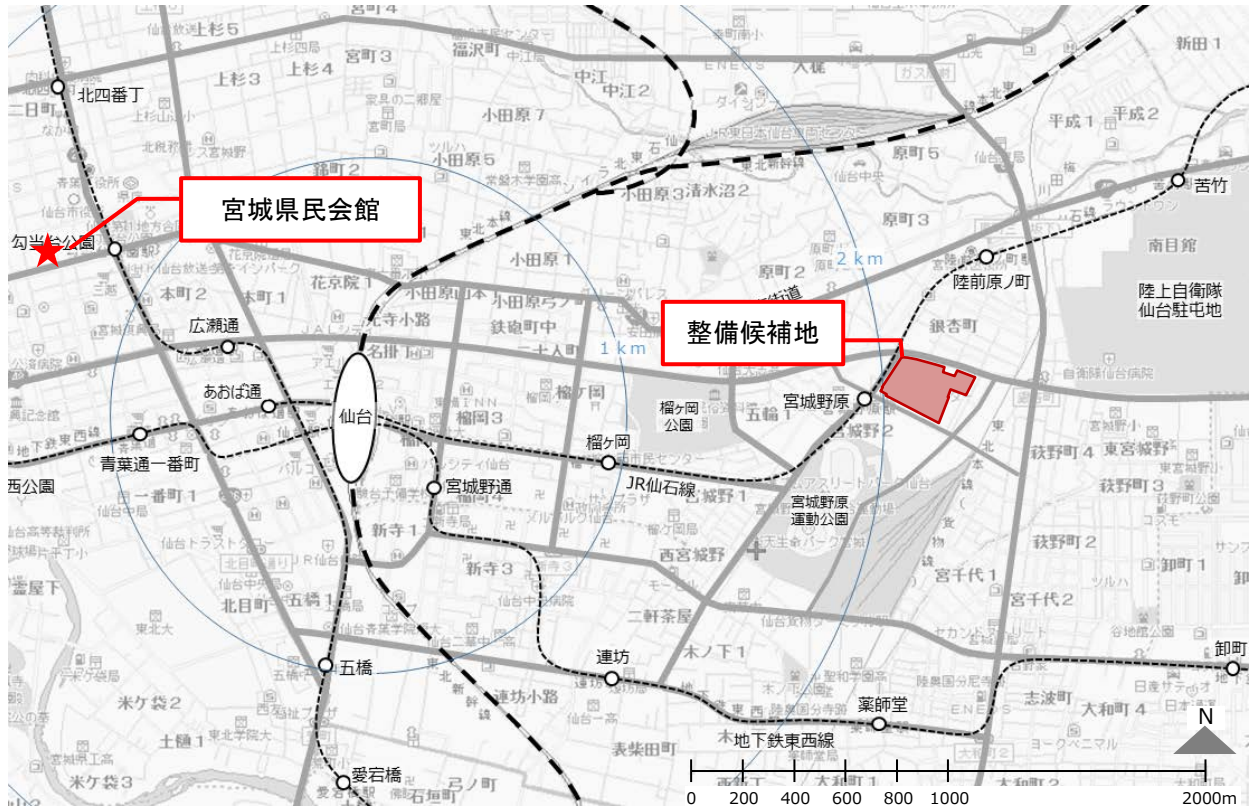
新県民会館は移転、新築することとし、その整備候補地としては仙台医療センター跡地を適地として、今後検討を進めることとする。

仙台駅からJR仙石線で2駅目となる宮城野原駅前に広がる約5.5haの平坦地で、仙台駅から約2kmと徒歩によるアクセスが可能である。敷地の南北が広幅員道路に接しており、車によるアクセスも容易で搬入条件も良好である。周辺は住宅主体の市街地で、敷地の南側には道路を隔てて緑豊かな宮城野原公園が立地し、総合運動公園や野球場（楽天生命パーク宮城）は多くの県民に利用されている。住宅地と敷地との間に広幅員道路や学校施設などがあるため、県民会館への車両や人の集中による影響等はほとんどないものと想定される。

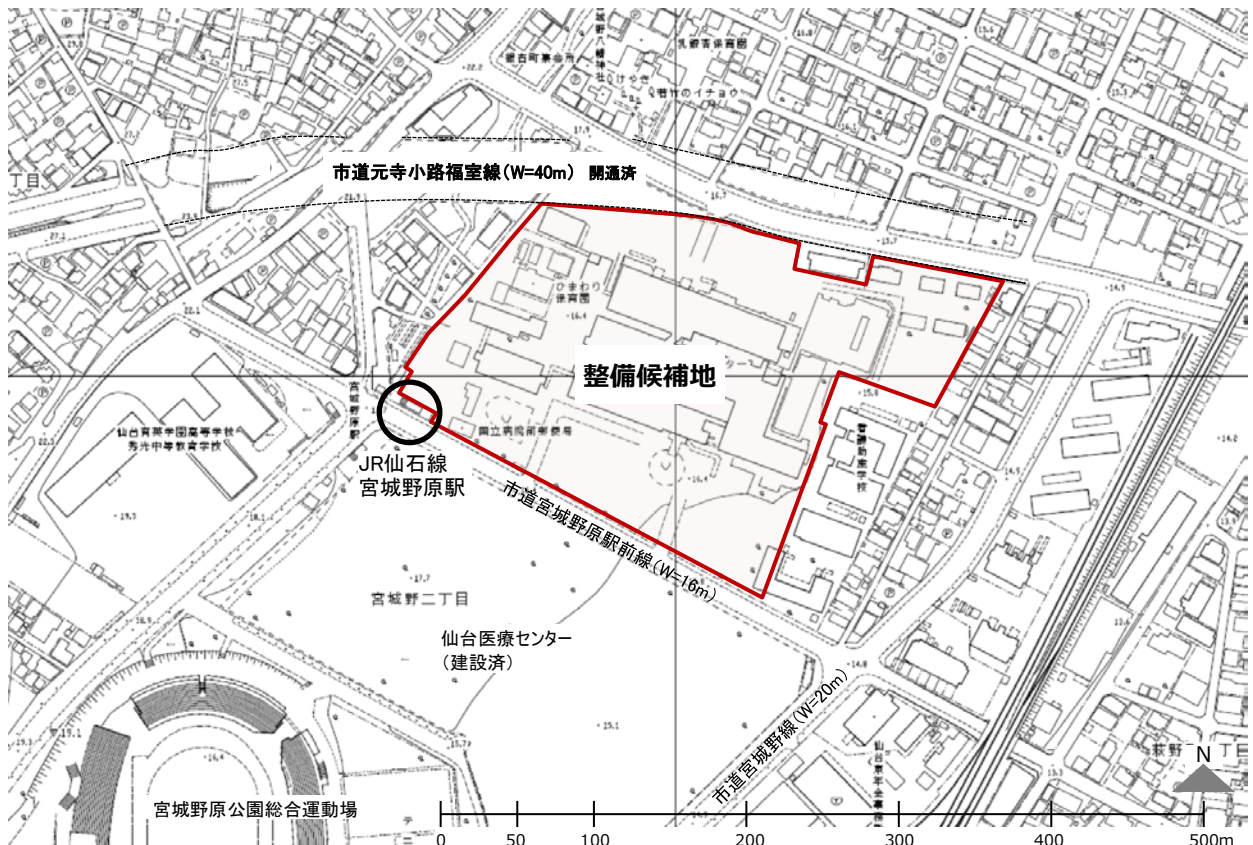
【建設予定地の概要】

項目		内容	
所在地		仙台市宮城野区宮城野2丁目地内	
面積		約54,530㎡	
所有者		宮城県(交換により取得予定)	
都市計画等		都市計画区域 用途地域 容積率/建蔽率 防火地域 特別用途地区 斜線制限 高度区域 日影規制	都市計画区域内市街化区域 近隣商業地域 300% / 80% 準防火地域 大規模集客施設制限地区 道路斜線、隣地斜線、北側斜線 第四種高度地区 5h、3h / 測定高さGL+4m
立地	アクセス	公共交通機関	JR仙石線 宮城野原駅が敷地と直結 仙台駅から2km
		道路	国道45号に近接 市道元寺小路福室線に接する
	周辺地域 補完機能	文化教育、飲食商業 観光施設等	宮城野原公園(総合運動公園、野球場等)
敷地	敷地周辺	西(道路反対側) 北(道路反対側) 東 南(道路反対側) その他	住宅地 住宅地 学校(看護助産学校)、住宅地 宮城野原公園(総合運動公園、野球場等) 敷地北側に集合住宅が立地(日影規制上、要検討)

【広域位置図】



【敷地周辺状況】



(2) 整備スケジュール等

本基本構想と並行して策定された「県有施設等の再編に関する基本方針」や今後の議論の状況を踏まえ、整備スケジュール等具体的な施設整備に係る構想を検討する。

また、移転によって生じる現県民会館の跡地については、定禅寺通エリアの活性化や魅力向上に繋がるような利活用方策について、仙台市をはじめ関係機関や関係団体等との協議調整を行うなど、今後具体的な進め方を含め検討していく。

参考資料

- | | |
|-----------------------------|-------|
| (1) 劇場、音楽堂の整備先行事例 | 資料- 2 |
| (2) 県民会館の整備のあり方に関する有識者会議の概要 | 資料-15 |

(1) 劇場、音楽堂の整備先行事例

規模の類似した国内の先行事例を以下に参照します。

	施設名	所在地	設置者	最大ホール 座席数
①	あきた芸術劇場	秋田県秋田市	秋田県・秋田市	2,015席
②	やまぎん県民ホール (山形県総合文化芸術館)	山形県山形市	山形県	2,001席
③	フェニーチェ堺 (堺市民芸術文化ホール)	大阪府堺市	堺市	2,000席
④	新山口駅北地区拠点施設	山口県山口市	山口市	2,000席

□ 概要

全県をカバーする県の県民会館と、県都秋田市の文化会館の機能とを継承する施設として整備される、秋田県・秋田市による連携文化施設。

ホールの一休利用など施設の広範な利用が可能となるほか、整備費の大幅な縮減も図られるなど、行財政改革の観点からも有用であることから、県・市協働プロジェクトとして計画されており、2,000席規模の高機能型ホールと800席規模の舞台芸術型ホール、ならびに練習室、創作室、多目的スペース等からなる複合施設である。

□ 基本理念

「秋田の文化力を高め、文化の力で地域を元気にしていく」

(1) 文化創造に向けた取組の活発化を図る

県民・市民が集い、「創造」、「練習」、「発表」という各ステージで、優れた環境を提供し、多様な芸術文化活動の「発表の機会」を提供する。

また、全県をカバーする文化施設として、本県の芸術文化の情報発信などを可能とする機能を備える。

(2) 文化に触れる機会の拡充を図る

国内外の一流アーティストによる実演芸術を数多く開催することで、県民・市民の芸術文化に触れる機会を拡充し、本県の文化の裾野を広げる。

また、共同プログラムの実施など文化施設間の連携事業、国等の文化事業の情報提供や取りまとめ、文化施設の運営に携わる人材の育成など、全県の文化施設をカバーすることで、県内全域の文化鑑賞の機会の充実を支援する。

(3) 人が集う「場」を創出することで、地域の活性化に貢献する

県民・市民や外国人も含めた観光客が気軽に立ち寄れる多機能な空間を確保するとともに、県内文化施設の催事情報の提供や本県を代表する伝統文化の紹介コーナーなどを設ける。

また、3,000人規模の各種会議、大会など、コンベンションの開催にも対応できる施設とすることで、交流人口の拡大にも貢献し、地域の元氣創造の一翼を担う施設とする。

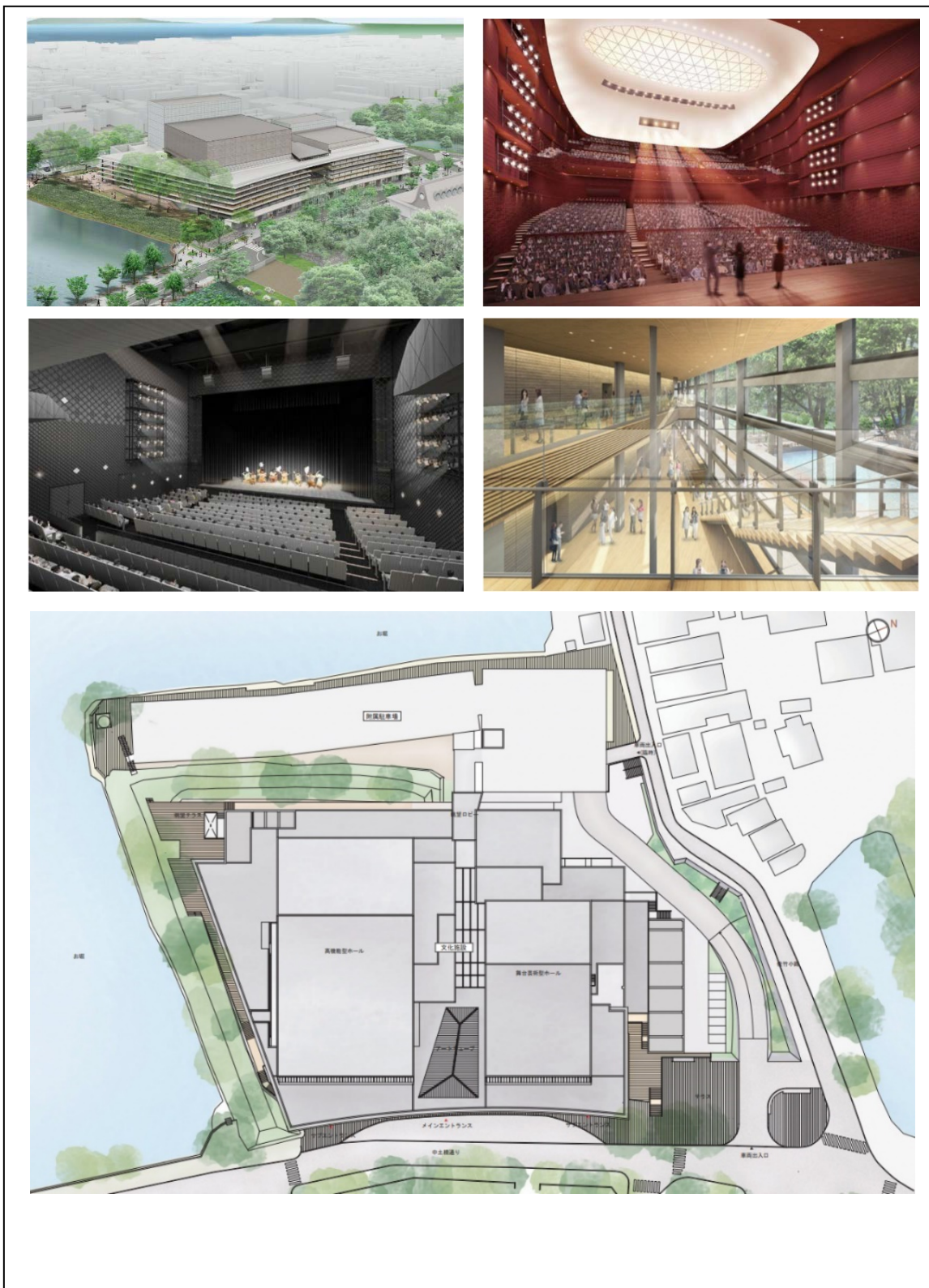
□ 施設構成

施設概要	高機能型 ホール	客席数 : 2,015席 (1階: 1,388席 2階: 627席) 舞台 : 間口10間 (約18m)、奥行10間 (約18m) オーケストラピット (前舞台) あり 附属施設: 楽屋9室 (約100名)、リハーサル室
	舞台芸術型 ホール	客席数 : 806席 (1階: 506席 2階: 300席) 舞台 : 間口8間 (約14.4m)、奥行8間 (約14.4m) 附属施設: 楽屋7室 (約80名)、リハーサル室
	その他	練習室9室、研修室3室、創作室3室、和室2室 多目的スペース、情報発信スペース、レストラン
	附属駐車場	駐車台数: 約200台

□ 計画の経緯と今後の整備スケジュール

平成 25 年度	秋田県・秋田市文化施設整備構想検討委員会 設置 新たな文化施設に関する整備構想 策定
平成 26 年度	新たな文化施設に関する基本計画 策定
平成 27 年度	県民会館・市文化会館の建替による県・市連携文化施設整備方針 策定
平成 28 年度	県・市連携文化施設に関する整備計画 策定
平成 29 年度	設計者を選定 県・市連携文化施設基本設計ワークショップ 実施 (全6回) 基本設計 策定
平成 30 年度	県・市連携文化施設運営管理ワークショップ 実施 (全6回) 県・市連携文化施設運営管理計画検討委員会 開催 (全3回) 県・市連携文化施設 (仮称) 運営管理計画 策定 実施設計 策定
令和元年 6 月	着工
令和 3 年度	開館予定

□ 施設イメージ



□ 概要

山形県の文化芸術活動の拠点、また多様な交流及び山形県の魅力発信の拠点として、地域活性化に資する複合文化施設。

2,001席の大ホールや各種スタジオ、イベント広場等を含む「文化機能」と、県産品の販売・提供等を行う商業施設「山形魅力発信モール」からなる。

□ 基本理念

「心豊かで 幸せな山形生活 ～ Yamagata happy life ～」を発信する複合文化施設

1. 山形の文化を育む「文化・芸術活動の拠点」となる施設

- 芸術性の高い全国規模の公演や多くの商業公演を鑑賞できる施設
- 全国規模イベント等の開催により交流を生み出すとともに、次世代を担う子どもたちの豊かな芸術性を育み、文化に関わる多様な人材の育成に資する施設
- 伝統芸能、伝承文化の発表及び鑑賞を通し、理解の深化、普及・継承に寄与する施設

2. 施設全体で山形県の「強み・特色・魅力」を発信する施設

- 豊かな農水産物と県内35市町村の特色ある物産品の魅力を発信し、県内全域に経済効果をもたらす施設
- 県産木材の活用や有機EL照明の導入等により、優れた県産品・県産技術を発信する施設
- 県民に永く親しまれる、風土に根ざし地域特性に配慮した建築デザインの施設

3. 安全安心の確保と人・環境に配慮した施設

- ノーマライゼーションの実現、高齢の方や子育て世代の利用にきめ細かに配慮した施設
- 東日本大震災の教訓を踏まえ、災害時の帰宅困難者支援を行う防災機能を備えた施設
- 建物の長寿命化や省エネルギー化に配慮するとともに、再生可能エネルギーを積極的に活用した施設

□ 計画の経緯と今後の整備スケジュール

平成24年度	山形駅西口拠点施設検討有識者懇談会 開催（～翌年度まで、全5回）
平成25年度	山形駅西口拠点施設「施設の概要」 策定
平成26年度	山形駅西口拠点施設「基本設計」 策定
平成27年度	山形駅西口拠点施設「実施設計概要」 公表 山形駅西口拠点施設 管理運営基本計画 策定
平成28年度	山形駅西口拠点施設（仮称）オープニング事業等検討会議 開催（全4回） 山形駅西口拠点施設 着工
平成29年度	山形駅西口拠点施設（仮称）オープニング事業等実行委員会 設置 山形県総合文化芸術館 管理運営に対する考え方 公表
令和元年 9月	本体竣工
12月	プレオープン
令和2年 3月	開館

□ 施設構成

施設内容

◆大ホール部門

客席：2,001席・3層構造（座席幅53cm・前後間隔95cm程度）、車いす使用者用スペース(6席分・拡張可)、親子鑑賞室(2室)

舞台：開口20m×奥行20m(舞台全幅57m)、吊上式音響反射板、オーケストラ迫り、プロセニウム開口（幅14.4m～20m、高さ7.2m～12m）

楽屋：舞台と同一レベルの配置を基本とし、舞台との容易な動線を確保（小楽屋4、中楽屋3、大楽屋3）

◆創造育成部門（練習室）

音楽大練習室、音楽中練習室、音楽小練習室、電気音響系練習室、演劇・舞踊用練習室、小練習室 計6室

◆山形発信機能

【県産品ショップ】

県内の豊かな農水産物や県内35市町村の特色ある物産品を取扱い、その魅力を発信

【産直レストラン・カフェ】

県産農水産物を使用し、季節を体感できる料理やデザートを提供

【Yamagata Agriculture Show window】

本県ブランド農産物、県産日本酒・県産ワイン、伝統工芸品等の展示、映像でのPR

【イベント広場】

屋外での各種イベントの実施スペースとして提供

【雁木内店舗】

施設外の雁木空間を活用し、山形の食や農を気軽に味わえ、購入できる小規模店舗を配置

※山形発信機能の詳細については、今回の実施設計とは別に、H27～H28の2ヶ年で運営方針等を検討し、その結果を内装整備等に反映する予定

◆管理部門（事務室等）

事務室、会議室、託児室（常設）、各種倉庫 等

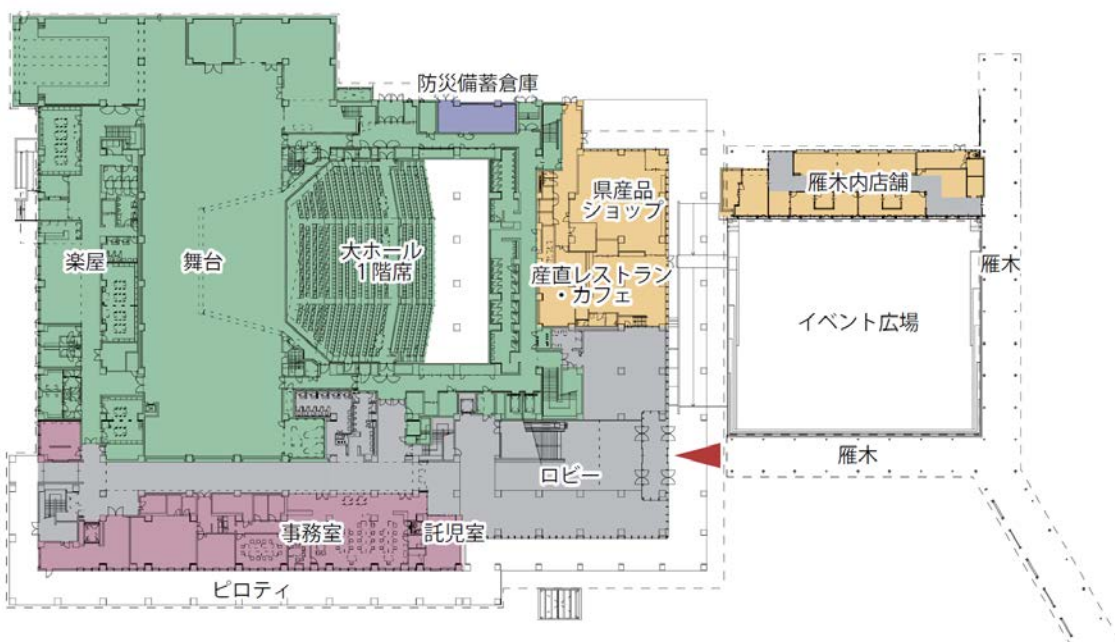
◆防災減災機能（帰宅困難者支援）

防災備蓄倉庫のほか、イベント広場兼用の防災広場を配置し、マンホールトイレ、ベンチ兼用かまど等各種設備を整備

◆その他共用スペース

ロビー、エントランス、通路、機械室 等

□ 施設イメージ



□ 概要

芸術文化活動の拠点として、多くの方々に深い感動と喜びを与え、心豊かな市民生活の実現と市民文化のさらなる向上を図ることで、魅力と活力のある地域社会の形成や都市魅力の創造・発信につなげることを目的とする複合施設。

大小ホールその他、展望ガーデンや緑化オープンエリア、水盤（カスケード）などが整備され、ホールでは優れた舞台芸術をはじめとする多彩な公演が企画されている。

□ 基本理念

基本理念

文化芸術による感動・喜びを通じた都市魅力の創造・発信

■基本方針1 市民が誇りを感じる文化的環境の充実

- これまで市民会館が担ってきた多様な文化芸術を創造・発表する環境を充実・発展させます。
- 優れた舞台芸術に身近に触れる機会を提供し、心の潤いや安らぎとなる空間をつくります。
- 子どもたちが身近に文化芸術に触れる環境を充実することで、文化芸術に親しむ子どもたちを増やし、心豊かな成長に寄与します。

■基本方針2 まちづくりの視点

- 市民主体の文化芸術活動や多彩な文化芸術公演等を通じて、周辺地域とも協力し、多様な交流やまちの賑わい創出に寄与します。
- 高いデザイン性、豊かな緑の創出など良好な都市景観の形成に努め、魅力と風格ある都市づくりに寄与します。
- 環境モデル都市・堺として環境への配慮とともに、防災面にも配慮した施設をめざします。

■基本方針3 市民との協働の促進

- 文化芸術に対する関心・意欲を高めることで市民の参加を促進します。
- 多様な参加形態による市民との協働・連携を図ります。
- 多くの市民に永く親しまれ、愛され続けるような取組みを推進します。

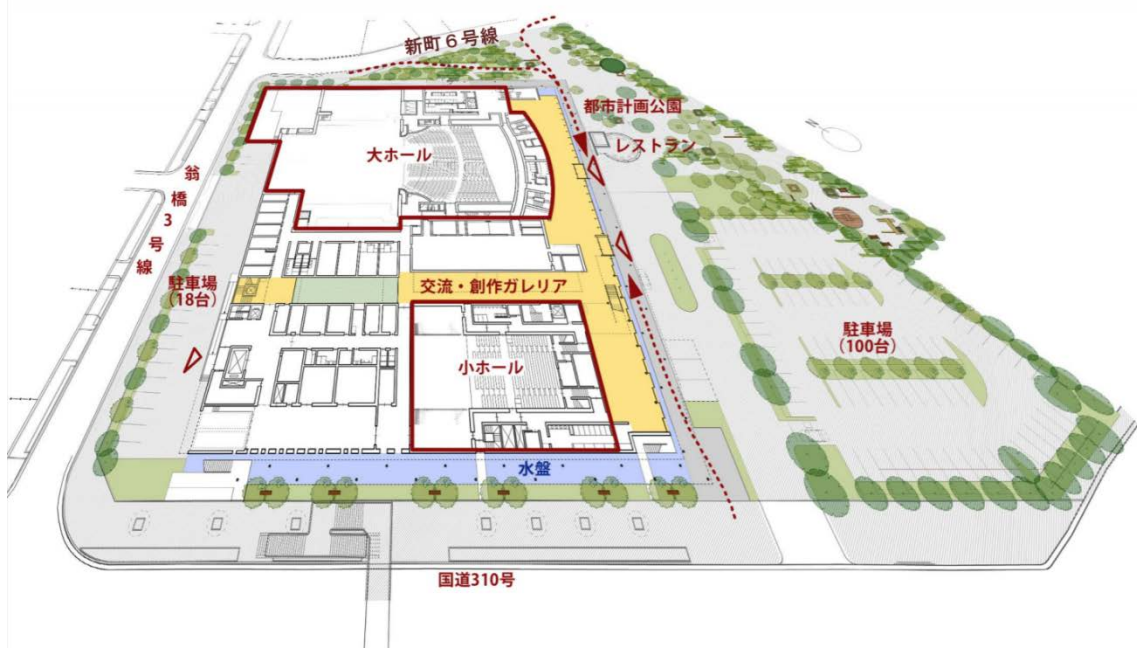
□ 施設構成

区分	用途	主な施設内容
ホールエリア	優れた舞台芸術や多彩な公演、発表会など	大ホール 客席:2,000席 舞台:舞台機能等を充実させた舞台規模を確保
	室内楽コンサート、市民の多様な舞台芸術の発表会、集会など	小ホール 客席:312席 舞台:ワンボックスタイプ
交流・創造支援エリア	日常的な練習、小規模な発表会や集会など	大スタジオ、多目的室、小スタジオ、文化交流室
共用エリア	ロビー、レストランなどで構成する利用者の共用空間	エントランスロビー、駐車場、駐輪場、レストラン等のサービス部門、情報コーナー
管理運営エリア	事務室、機械・電気室、警備員室等で構成する施設管理のための空間	管理事務室、物品倉庫、機械・電気室等

□ 計画の経緯と今後の整備スケジュール

平成23年度	堺市民会館整備計画検討懇話会 開催（～翌年度まで、全6回） 市民会館の整備に関する市民アンケート 実施 市民会館の在り方を考えるワークショップ 開催（全4回）
平成25年度	堺市民会館整備計画 策定
平成26年度	堺市民会館建設工事基本設計 策定 （仮称）堺市民芸術文化ホール運営管理方針 策定
平成28年 6月	着工
平成29年 1月	施設愛称が「フェニーチェ堺」に決定
平成29年 8月	施設ロゴマークが決定
平成30年 2月	竣工
令和元年10月	グランドオープン

□ 施設イメージ



□ 概要

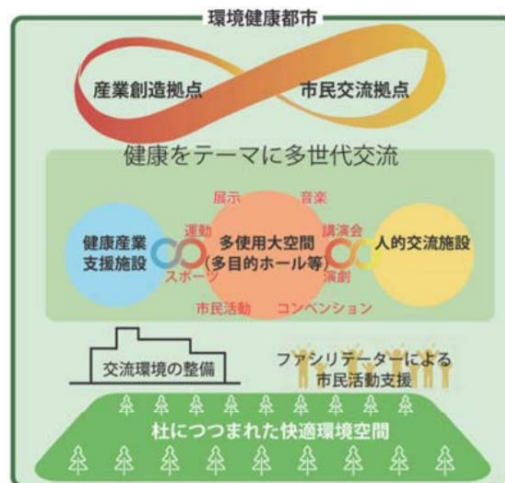
公共施設と民間施設を併せて整備する、官民連携施設。

ホールは最大 2,000 席の収容能力を有し、可動席により、さまざまな規模や用途等のニーズに柔軟に対応できる。コンベンション、展示会のほか、ポピュラー音楽等のコンサート、演劇やライブビューイング、また、市民活動の場としての利用も想定される。

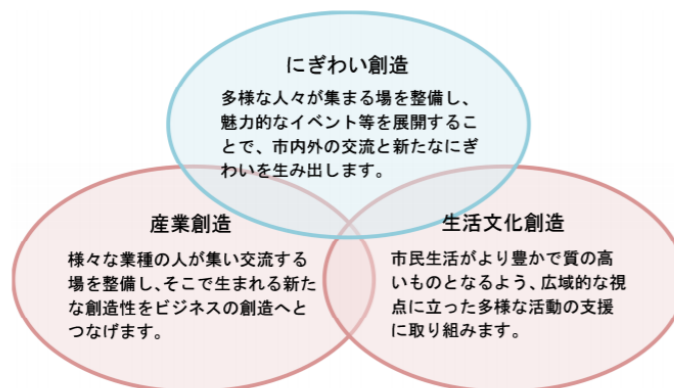
□ 基本理念

「出会う、つながる、生まれる、広がる 環境健康都市」

市民が世代を超え交流し新たな産業が創出されるように、また、拠点施設での取組が周辺エリアあるいは県域を越えた広域な経済社会へと広がるように、多様な用途が集まり相乗効果と波及効果を生み出せる施設整備を行っていきます。



出会う：様々な人々が集まり、新たな交流を生み出します。
 つながる：新たな交流が生まれ、人と人のネットワークが形成されます。
 生まれる：ネットワークの構築により、新しい知恵や創造性が生まれます。
 広がる：新しい知恵や創造性が地域社会へと広がります。



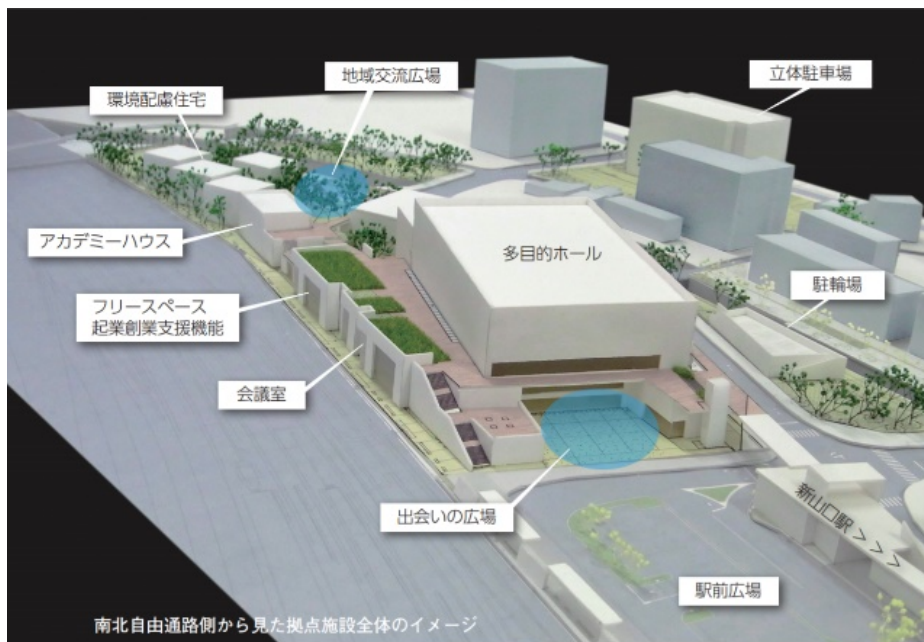
□ 施設構成

機能		機能の概要		
公 共 施 設	多目的ホール	コンベンション、コンサート等の催事に対応可能な、2,000席の収容能力を有するホール。可動席等の活用により、中規模の催事や市民利用にも対応し、座席収納時には1,000㎡程度の平土間ホールとして企業等の展示会にも対応可能な形態とする。		
	産業 支 援 機 能	起業創業支援機能	起業創業等を戦略的継続的に支援する機関。相談窓口、相談室、事務所等で構成。	
		併 設 機 関	インキュベートルーム	起業創業者のための貸しオフィス（5室程度）
			コワーキングスペース	多様な業種の人々が利用する、コミュニティを重視した会員制オフィス
		公的機関等オフィス	産業支援機能を補完するため、産業支援や人材育成に資する公的機関等のオフィスの集積を誘導する。	
	追加提案施設（任意提案）	産業振興、人材育成、産学官連携等の視点に立った機能の追加提案を可能とする。市事業（指定管理）又は民間事業（テナント）として実施。		
	会議室	セミナーやミーティングのほか、コンベンションの分科会場としても利用できる会議室（11室程度）		
	ス タ ジ オ	音楽スタジオ	軽音楽等の練習に対応可能なスタジオ（2室）	
		ダンススタジオ	ダンスの練習や小規模なライブ等、多様な用途に対応可能なスタジオ	
		追加提案施設（任意提案）	市民生活に豊かさや潤いをもたらす場、創造的な活動や文化的な活動の場となる施設の追加提案を可能とする。市事業（指定管理）又は民間事業（テナント）として実施。	
	独自提案施設（任意提案）	市民の暮らしの質を高める機能、公共施設の利便性を高める機能の独自提案を可能とする。民間事業（テナント）として実施。		
	緑地	良好な景観を形成するとともに、人々が集い、憩い、交流できる場として機能する緑地		
	駐車場（駐車場整備区域）	公共施設利用者のための駐車場（400台程度）		
駐車場（拠点施設整備区域）	障がい者等専用駐車場及び業務用駐車場（適宜）			
駐輪場	駅利用者及び公共施設利用者の駐輪場（400台程度）			
民間収益施設（必須提案）	本施設の整備コンセプトに沿った民間収益施設の提案を必須とする。			

□ 計画の経緯と今後の整備スケジュール

平成 25 年度	小郡都市拠点の機能強化に向けた整備基本計画 策定
平成 27 年度	新山口駅北地区重点エリア拠点施設整備実施計画 策定
平成 28 年度	新山口駅北地区拠点施設整備事業事業候補者 決定
平成 30 年度	基本設計 完了 実施設計 策定
令和元年度	建設工事 開始
令和 2 年度末	竣工予定
令和 3 年 4 月	ホール以外 供用開始予定
7 月	ホール 供用開始予定

□ 施設イメージ



(2) 県民会館の整備のあり方に関する有識者会議の概要

(2)-1. 委員名簿

	氏名	所属団体・役職名
座長	1 天沼 ひかる	公益財団法人横須賀芸術文化財団 横須賀芸術劇場副館長兼業務部長
	2 片山 泰輔	静岡文化芸術大学文化政策学部教授
	3 佐藤 淳一	仙台オペラ協会芸術監督 尚絅学院大学総合人間科学部教授
	4 佐藤 寿彦	一般社団法人コンサートプロモーターズ協会理事 株式会社ジー・アイ・ピー代表取締役
	5 志賀野 桂一	白河文化交流館コミネス館長兼プロデューサー 東北文化学園大学特任教授
	6 中田 千彦	宮城大学事業構想学群教授
	7 樋渡 宏嗣	一般社団法人SENDAI座プロジェクト理事

(五十音順、敬称略)

(2)-2. 開催実績

第1回	日 時	平成 31 年 2 月 14 日 (木)
	場 所	宮城県行政庁舎 9 階 第一会議室
	議 事	県民会館の整備のあり方について
第2回	日 時	平成 31 年 3 月 25 日 (月)
	場 所	宮城県行政庁舎 4 階 庁議室
	議 事	(1) 第 1 回有識者会議の議論の整理について (2) 県民会館に求められる機能と立地条件について
第3回	日 時	令和元年 5 月 29 日 (水)
	場 所	宮城県行政庁舎 4 階 庁議室
	議 事	県民会館に求められる機能と立地条件について
第4回	日 時	令和元年 9 月 5 日 (木)
	場 所	宮城県行政庁舎 4 階 庁議室
	議 事	県民会館の施設整備の基本的な方向性について

(2)－3. 有識者会議の議論の整理

① 現県民会館の課題に関する意見

	<ul style="list-style-type: none">• オーケストラピットが手動であるため、取り外し・再取り付けが困難である。このため、オーケストラピットを使用するオペラ、ミュージカル、バレエ等、多くのジャンルの演目に影響が及んでいる。• 舞台の奥行きや袖も狭い。現在の敷地では舞台を広げて演者が使いやすくなるのは困難である。• 利用者（演者）から見て、楽屋周りなど、ホール裏側のアメニティ・環境が整っていないため、利用者（演者）がスムーズに利用できるよう改善が必要である。そのためには楽屋や廊下の広さを確保するため、相当な敷地が必要となる。• 車道（定禅寺通）からホール内の客席までの距離も近く、観賞に向いているとは言い難い。• 女性用トイレが特に少ない。搬出入も24時間体制にするなど、思い切った考えでやらないと最新のコンテンツの提供もうまくいかない。• 楽屋は数が少なく、また、楽屋のすぐ脇をトイレの水が流れているような雰囲気があり、演者が気持ちを整えてステージに臨むという雰囲気が望めない。
--	--

② 県民会館の整備に求められる基本的な方向性・機能等に関する意見

②－1 ホール需要等	<ul style="list-style-type: none">• 需要調査からは、県内にはポピュラー音楽や商業系のミュージカル等に適した施設が足りないという印象を受けた。今後は、県内だけでなく東北地方全体の需要を考えて地域の要となる新たなホール施設が必要である。• ポピュラー音楽のライブが非常に好調であり、音楽のネット配信など、テクノロジーの進歩による音楽の裾野の拡大で、幅広い年代のファンがライブに参加しており、高齢者だけでなく、若者のライブ観賞需要も多く、観客動員数の底上げに繋がっている。• ホールに対する需要は多く、音楽が手軽に聞けるようになり、さらに生のライブ観賞需要が拡大することで、人口減少の中であってもライブを通じた交流人口が今後も増えていくと見られる。県民会館の集客効果を県内だけを範囲として考えるのか、それとも県外からの交流人口を増やすのかという視点で考えなければならない。• 仙台には演劇をしっかりと演じられる場所がなく、小規模な劇場も含め、演劇活動ができる場所が少ない状態である。• 県民が積極的に関わっていくような、ただの鑑賞者ではなくて、小ホールで自作してみることも刺激になると思う。• 新しい県民会館は宮城県に住んで活動している人達が、今までの県民会館でできていたことがよりレベルアップした形で色々使えるようになるという部分が、一番基本になければならない。• 新しい県民会館は興行的に成功する大容量のイベントをたくさん行うための貸し施設といった志向性も見えてくるが、一方で、地元の人達が最後には演奏して発表会をしたいと思えるような場所になる必要もある。
②－2 ホール機能	<ul style="list-style-type: none">• 大ホールは、ポピュラー音楽などを東北の拠点としてホストできるような機能を備えた、貸館中心に徹した方が良い。一方で、基礎自治体設置のホールなどのハブになるための機能を、中ホールや小ホールを通じて持つ必要がある。• 中ホールや小ホールには、大道具、小道具、衣装を含めて、ある程度

	<p>の自主制作機能を持つスペースを確保する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 舞台設備は可能な限り大は小を兼ねるというようにしておくことが、可能性を広げるといって非常に重要である。また、舞台裏も含めたバリアフリーを進めるなど、できる限りのことができているということが望ましい。 • 現在の県民会館は低音域が反射しないので温かい音が出ない。新たな県民会館を整備する際には、高性能な音響反射板が必要である。 • 最初から小ホール、中ホールの規模や機能を議論するのではなく、県内基礎自治体が何を求めているのかを調査し、どのようなサポートをすることが県内の発展のために大事かを決めて、その後に必要なハードを割り出していくという発想を持つべきである。 • イベントを作って発信するという従来の発信だけではなく、今後は新しい発信のプログラミングを求められていくことになると思うので、新しいカテゴリーとしての受発信というものを視野に入れていく必要がある。 • ホールが何のアクティビティを引き受けたいのか、それともきちんと線を引きたいのかということ議論するステージが必要である。 • 他県の事例を参考に、大ホールを中ホール的な使い方が可能になると、料金設定も含め非常に汎用性の高いホールとなる。
<p>②-3 整備の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 2千席規模のホールを今の敷地で造るのは難しく、他の場所で造るのであれば、県としてやるべきことを整理すべきである。需要調査でも演劇の創造に使えるような小規模な施設を必要としており、2千席規模のホールだけでなく、複合的な機能を考える必要がある。 • 県のホール施設としては、創造、普及など文化政策上、ホール施設に求められている機能を備え、かつ商業的な要求にも応えられるホールが望ましい。また、人材育成など市町村への支援機能を持つことで、単に大規模な興行をするためではなく、仙台市が造る施設とも違う意義を持つものとして、県の施設機能を考えるべきである。 • 仮に2千席規模のホールを造るのであれば、ホール利用が実演芸術の自主制作が主体か、または貸館が主体かによってホールのスタッフ配置も異なる。仮に自主制作主体であれば、他県の例から見ても相当なスタッフの配置が必要になる。 • 誰のために造るのが重要であり、演者や観客は、最善のことが手に入る状態であれば満足するが、ホールがあることで、地域の人々や、環境に対して、どのように社会的にトータルとして影響を与えるかということ重要視しなければならない。 • 施設整備に当たっては、今は不足しているものを充実させて、やりたいことをどう選んでいくかが必要な視点である。 • 山形県や秋田県・秋田市のホール建設は、数百億円規模の事業となっている一方で、立ち見の会場ではあるが、十数億円ほどの建設費で1,500人が入るライブ会場ができる。施設整備に当たってはコスト意識を持ち、引き算で考えることも必要である。 • ホールが貸館だけではなく、何をしてみちの発展に繋げていくのかという点を描いていくことが必要である。 • 劇場の中では様々なことが行われるので、どのような団体が主催者として展開し、そこに一般市民の方々をどのように絡めていくのかといった点を発展させていかなければならない。 • 有事の際に県民の一時避難ができたり、地域住民や帰宅困難者を受け入れるような場所といったハード面、ソフト面も考えた設計をお願いしたい。

	<ul style="list-style-type: none"> • 県の歳入を増やすような会館づくりが重要である。 • 貸館中心の大ホールである程度収入を得ながら、持ち出しの事業として県内の人材育成などに努めるという両方の機能を持つと、県民全体への還元という形の施設になりやすい。 • 舞台の広さと同じスペースのリハーサル室が備えられ、24時間使用のような多様な要望に添うことができる機能があればありがたい施設になる。 • 2千席前後の座席があるホールの隣にハコだけの施設があり、芝居、コンベンション、ライブなどを行うほか、避難できるようなスペースを整備するなど、開放的なコンセプトで造れば面白い。 • 県民会館に呼ばれることが一つのステータスになる、素晴らしいアーティストが出演したいと思えるようなホールになる、といった構想を持つべきである。 • すぐに老朽化せずにきちんと更新もできて、100年先まで残るホールを造り、東北一、日本一のホールである、くらいのインパクトを持ったホールを造るべきである。 • 県内の基礎自治体を支援するための機能を持った拠点のホールであることも考慮すると、「貸館中心」で全てをまとめてしまうと矛盾するので、言い方を工夫する必要がある。 • 演劇は臨場感が大切なため、大ホールに兼ね備えて役者の息づかいが肌で感じられるような空間を創ることが、仙台・日本の演劇界の発展のためにも望ましい。 • 100年規模で県民の文化の拠点となるようなものを構想するのであれば、県民が100年後にさらに豊かになるために、どのような投資をするのか、どのような計画をするのかを考えていく必要がある。 • クラシック音楽やオペラなど、それぞれに適切な環境があるので、必要な部分を見極めていくことが大事である。 • 東北「最大」という感覚は数とか広さではなく、エンタテインメントを総合的に包括するという「最大」であるべきである。 • お金をかけずに、自分が行きたいと思う催事に行ける施設＝人がたくさん収容できる施設を建設する事で県民に訴求できるのではないか。 • 県民に活動の場を物理的に提供するだけでなくプログラムを提供するなど、文化活動をしている方々にこういったことを提供できるかといった視点が、運営するに当たっては非常に大事である。
<p>②-4 ホールの規模</p>	<ul style="list-style-type: none"> • ホールの規模、キャパシティが多いほど集客力に繋がり、アーティストやイベント主催者にとっても、観客にとっても魅力ある施設となる。 • 大きな場所があれば、全国大会なども行うことができる。「何でもできる」ということをキーワードにしつつ、施設の規模・大きさが何のために必要なかを明確にすべきである。 • メインのホールを2千席規模として小規模ホールも併設すれば、利用者にとって施設としての選択肢が増えるので、そのための敷地の確保が望ましい。 • 外国のホールでは同じフロアの中に必要な機能が全て備わっているなど、基本条件がしっかりとしている。これからの整備の仕方、備えるべき機能というところでは大事な観点になる。 • そのホールを使って将来的に何をするのかによって、施設全体の規模などが大きく左右される。 • 県民が使用することを考慮すると、大きいホールだけでは機能しづらいのではないか。中小それぞれのホールに相応しいことがあるので、

	<p>サイズの多様性は大事にすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 新しいホールを造るのであれば、青森市文化会館（2,031席）を少しでも上回って、東北一の規模になってはどうか。 • 山形県も秋田県も約2千席で整備しており、全国的にも流行が2千席規模になっているが、歳入・歳出がどうなのかという観点から規模を考えるべきである。 • 楽屋から袖まで一直線で行けるようなスペースを確保できる面積を持ったホールが望ましい。 • 外来の招聘のオペラやバレエなどを公演するのであれば、3千席や4千席の方がビジネスになることもあり得るので、選択肢に入れて検討する必要がある。 • アーティストがたくさん来て公演するというのもいいが、県民の皆さんが自分達で使えるホールというのも必要である。 • キャパシティーだけではなくホールの形状や舞台の大きさも大事なポイントであり、最適なモデルを志向することが重要である。 • キャパシティーが小さいとビッグアーティストがなかなか来にくいという現状があるので、建設費が同じであればなるべくキャパシティーが多い方が良い。
②-5 広域性	<ul style="list-style-type: none"> • ホール・劇場は、集客効果によって交流人口を生み出すことを踏まえれば、地域の境界を取り払った形での事業展開が必要である。 • ライブツーリズムという「コト消費」の形で、コンサートを求める多くの人たちが全国各地のコンサート会場を移動している。県民会館もアジア等からのインバウンドも含め、国内外からの集客効果を意識すべきである。 • 新しい県民会館は、最先端のエンタテインメントを呼んできて、宮城県民だけではなく東北、関東まで巻き込んで鑑賞できる拠点になることが重要である。
②-6 開放性	<ul style="list-style-type: none"> • 市民の多くの人たちに開かれた場所であること。開かれたという解釈が多様化している中で、どういう開かれ方を採用するか、そのビジョンを持つべきである。 • ホールのある場所として、広がりがある、佇むことができる、人がそこで歩いたり、会話したりできる、そうした広がりがある中で持続性を持っているのが重要であり、せんだいメディアテークがそうした機能を獲得していることを参考にすべきである。 • コンサートがない時であっても人が集まるような機能を持つ県民会館であってほしい。 • ホールがある場所で常に何かが行われて、何か体験できる、ホールに集まる人々が交流し、体験を通して新たな何か生まれるということもホール施設整備の効果である。 • 例えば演劇をコミュニケーションツールとして扱い、高齢者の孤立を防ぐなど、人が集まるという場としてのホールを活用する考え方もある。 • ホールとしての機能が全て備わっていれば理想だが、県民にとって負担になることも考えなければならない。新たな県民会館を整備するならば、県民が繰り返し施設を楽しめるよう、物産館などを備えた施設にしてほしい。 • 人々が集う場所とするならば、劇場に入る前に広場があって、建物があって、その中に様々な機能があるのが理想的である。 • これからのホールには、ホールに直接関係がある人もない人も、その場所に同席する、共存することで、新しい文化的な刺激をお互いにや

	<p>りとりしながら、都市という文化を盛り上げていくような機運が出ている。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 単にオープンスペースがあるのではなくて、どのような開放性、連続性を獲得するかによって、県民会館が東北一、日本一、世界一のホールになっていけるかが課されていく部分もある。 • 市が造る市民ホールであれば地元に住んでいる人のためのコミュニティの場であるが、県民会館は遠方の人が月に1回来るか来ないかの頻度でのコミュニティ拠点になるので、その人達にとってのコミュニティはどのようなものかを考える必要がある。 • 県内の文化情報の収集と発信をコミュニティ拠点機能の中核に据えようと、県内における演劇コミュニティや合唱コミュニティの方々が県内の活動のアーカイブや情報を求めて集まってくる場ができるので、広域自治体のコミュニティ機能という整理ができる。 • 空間・共用スペースの在り方については、段階的にスケール感が変わっていくということを視野に入れた設計・建築が必要である。 • オープンスペースは非常に重要であり、外でお客様以外にその空間を使って色々な情報提供ができていれば、常にそこに人がいるスペースというものができる。 • カフェを重要なコミュニティ拠点を作るための目的使用という位置付けで制度設計をした方が、非常に意義のあるカフェが設計できるようになる。
<p>②-7 市町村連携・人材育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 劇場法やその指針を踏まえ、県民会館は県の文化振興の基幹施設として市町村のホール施設と協力すべきであり、スタッフ研修の場の提供や公演の共同制作などを通じて、市町村のホール施設を担う人材育成の場として機能を果たすことが必要である。 • 県と市町村が連携するに当たっては、教育普及を目的とした専門的スタッフの配置が必要である。ハード面での整備検討と併せて、スタッフ配置のイメージを持つべきである。 • 県は広域自治体として、市町村との間で県民会館を活用したネットワークのハブ機能を持つべきである。また、文化的な環境が十分ではない地域でのアウトリーチなど、市町村ではできないところを県として補うべきである。 • 県内各ホールのスタッフの人材育成を県がサポートすることが大切であり、ステージ裏方の仕事や、ホールの運営について、経験し、育成できる場が必要である。 • ホール・劇場から何を発信していくのかを考えるとともに、ホール・劇場をベースにして、実演芸術を担う人材を育てて社会に送り出すことができるようホール・劇場の在り方を考えるべきである。 • 基礎自治体のホールのハブになる機能は持つ必要がある。 • 基礎自治体設置のホールの人材育成に関しては、教育普及を担える人材を育てることも大事な機能だが、それに限らず、基礎自治体のホールで行うべきことをできるような専門人材を育てる機能が必要である。 • 県内の基礎自治体の施設の職員を研修生として受け入れる、共同で制作をして学ぶ機会を作るといった機能を持つことを考えていくべきである。 • 県でしかできない、県民会館ならではの規模を持ったハードやソフトを充実させ、そこからいい人材を輩出し、また戻ってきて、宮城県に様々なお客様を呼び込めるような施設になっていくことが望ましい。

	<ul style="list-style-type: none"> • 人材育成をしていく施設であれば、アーカイブ機能やワークショップをするのに最適な施設の整備も必要であるため、大ホールだけではない諸室群も大事にすべきである。 • 県内基礎自治体の人材育成の拠点機能を強化しようということであれば、施設と併せてアーツカウンシル機能を行政がどのように持つかということを考えていく余地があるのではないかと。
<p>②-8 役割分担</p>	<ul style="list-style-type: none"> • ホールが持つべき機能への要求が増えており、要求の達成が難しくなっている。複数のホールで機能分散を図り、それぞれのホールが持つ機能を高め、県全体として構成することで文化振興の底上げにつながる。 • 新たな県民会館が整備されることで仙台市内のホール利用の選択肢が増える。県と仙台市の間で役割分担を図ることが必要であり、選択肢や可能性が増えれば、利用団体の活動の幅がさらに広がる。 • 2千人規模のホールが2つあった時にそれぞれが活かされる形、うまく棲み分けできるような形を探り、それぞれが一体何をするのかをこれから具体的に考えていかなければならない。 • 2千席のホールがどのような距離感であれば良いのかは難しい問題である。 • 仙台市が造るホールがクラシック音楽のようなハイアート中心的なものだとすれば、県はポピュラー音楽や商業的なミュージカルができて、東北中から人が集まる拠点を整備するところに重要性がある。 • 多くの基礎自治体設置のホールは企画能力などにおいて色々と苦労しているので、県内基礎自治体を支援する機能は県が担うべきであり、仙台市では行わない機能である。 • オーケストラを附属オーケストラ的に考え、その拠点施設としてのホールと附属の劇団や芸術団を持たないホールという区分けで、相当違いが出てくる。 • ホールを造った後でも多少方針を変えなければならないことが起こりうるので、最初の段階で棲み分けの形を全て見通せないのであれば、ある程度余裕を持って決めていくことが必要である。 • 仙台市はクラシック音楽重視型のホールで、県民会館はあらゆるエンタテインメントに対応する劇場型になる。音楽ホール系は、音が響き渡りきれいに聞こえるようにするため、客席のスロープが緩やかである。一方、劇場型は、客席が割と急斜面で、できるだけ視認性が良く、残響音を少し抑えた方が良いというように特性が自ずと出てくるため、同じキャパシティでも全然違うホールになる。 • 音響反射、残響時間の反射音の設定が県民会館は1.1秒から1.4秒程度、仙台市の音楽ホールは1.4秒から1.8秒程度の残響というように、残響時間の設定の違いでも相当な区別ができる。 • まだできていないホールに対して棲み分け論をあまり詰めすぎても仕方がない。今までの県民会館にあった欠点を解消し、あらゆるエンタテインメントに機能強化し、県民に最もふさわしいホールを造ることで、自ずと人も集まるし吸引力が出てくる。 • 棲み分けを考えるのではなく、何が県民にとって一番良いのかを考えていくことが結果的に個性も出て一番良い形になる。
<p>②-9 技術革新対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> • ポピュラー音楽のコンサートでは、舞台設備上で使える技術・テクノロジーがここ数年で大きく変わってきている。照明のLED化や、音響のデジタル化など技術的に追いつくのが難しく、変化に対応できないホールは使えないホールになってしまう。

	<ul style="list-style-type: none"> • ホールの機能を支える設備については近年テクノロジーの進化が著しく、最新の設備であっても5～10年で陳腐化してしまう傾向にある。テクノロジーの進化に対応していくことを前提にホール整備を検討する必要がある。 • 改修工事をする場合でも決定に至るまでのプロセスの長さや時間経過により、最新のテクノロジーの変化に対応しきれない場合も想定される。
<p>②-10 これまで培ってきた機能の継承</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 現在の県民会館が醸し出す雰囲気は一旦失ってしまうと簡単には元に戻せない。単に最新の技術で新しい施設を造れば役割を果たしたということではなく、これまで培ってきた建物の趣や佇まいを継承していくことも、新しい施設にとって意味がある。 • 現在地がどうなるかも大事な要素である。現在地で培ったことや残された場所に関わる人たちにどう受け継がれていくかということを考えて、新たな県民会館の整備に生かしていくことも必要である。 • 移転した場合の跡地をどう生かすか海外にも見習うべき良い事例があるため、分析や選別をしながら検討していくことも必要である。 • これまで培ったことを踏まえて新たな県民会館の整備を検討すべき。どうすれば新たな県民会館を後世に伝えていけるかということ、しっかりとしたシナリオ、事業として構築し、プロジェクトとして進行すべきである。 • 劇団四季のロングラン公演も県民会館の強力なコンテンツの一つであり、今後どう活用していくかも考えるべきである。 • 現在地が都市の生活にとって非常に重要であることを考慮すると、移転した場合に現在地をどのように埋めていくのか、現在地がどのように連動して使われていくのかという点が非常に重要になってくる。

③ 県民会館の整備に求められる立地条件に関する意見

<p>③-1 現地建替</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 仮に現在地で建て替えるとすれば、かなり小さく、ダウンサイジングでコンパクトに造ることも考えとしてはあり得るが、今回の議論も踏まえた県の拠点文化施設としての命題とは異なるため、現地建替は方向性としては考えにくいのではないかと。 • ホールの在り方が法的にもはっきりとしてきており、人材育成や開かれた広場として県民会館がその機能を担うべきである。それを具体的な建物に落とし込んだ時に、どういう場所や敷地が必要になるのか。現在地では必要なキャパシティーや機能を盛り込もうとすると相当厳しいのではないかと。 • 仮に立地が現在地に限られるということであれば、小規模であってもクオリティーの高い作品を送り出せるようなホールを造れば、「将来はその舞台に立ってみたい」と思うような演者の憧れの場所となり、次世代を担う実演芸術の人材が輩出できる。 • 現県民会館は老朽化が著しく、これに手をかけお金をかけてというのは、あまり有効なことではない。現在地にも立地の課題があるため、新たな場所でホールの交流・発信等の機能や人材育成機能を踏まえて建てるべきである。 • 座席が狭くバックヤードを考慮すると、現在の敷地に2千席規模のホールは物理的に難しい。 • 現在の敷地に2千席規模のホールを造ると面積全部が座席とステージになってしまい、通路や動線を確保することが困難である。 • 県民会館は、定禅寺通や公園、せんだいメディアテークなどの文化的な機能との連続性ができつつある。移転したとしても公園やスポーツ施設などと機能的に繋がるのが求められている。 • 現地で高層化した施設を建設することも技術的には考えられるが、下から上に運ぶ動線が必要となる。そのための設備にかなりの体積、面積を要する。 • 2千席規模のホールだと幕間に休憩で席を離れる人が半分だとすると、それを受け止められるような空間を創るには現地では狭すぎる。 • 火災等の有事の際に観客や演者が逃げられる空間を確保することも必要になる。現在の敷地ではそのような空間を確保することは困難である。
<p>③-2 新たな県民会館の立地条件</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 街との繋がりを持つ、観光需要と結びついた立地が必要であり、集客性のある場所を前提に立地を検討すべきである。 • 仙台市は地下鉄やバスが充実していることを視野に入れておくべきである。県民会館はふいにチケットがあったので行ってみるといような、交通の利便性が高い所がよい。 • 人気のあるアーティストの公演では立地ではなくキャパシティーが一番重要である。公共交通機関のない遠方に立地した場合は駐車場を多く設置することで解決することができる。駐車場はキャパシティーの7割程度の台数が望ましい。 • 地方の公共交通機関のブラッシュアップに繋がっていくことも意識し、公共交通機関できちんと人を流動させることができる場所を視野に入れるべきである。 • JR仙石線の宮城野原駅から1駅戻ったり先に行ってから電車に乗ることで、人が集中することを拡散でき野球の試合時に大勢の方が集中するといった問題をクリアできるのであれば、仙台駅に近く県外からのお客様も来やすいので仙台医療センター跡地が理

	<p>想的な場所である。</p> <ul style="list-style-type: none">• コンサートが終わって1杯飲んで帰りたいという時には、公共交通機関がある方が気分的に非常に楽なので、仙台医療センター跡地の宮城野原駅から直結という交通アクセスは大きな魅力である。• 流動性が高まると結果的に住み心地が良い、居心地が良いというようにアップグレードされ、良い循環ができてくる。アップグレードしていくための、二の矢、三の矢を考えていくことが重要なので、仙台医療センター跡地は非常にやりがいのあるロケーションである。• 様々な機能が分布しているようなゾーンに県民会館が投入されることで、新しい県民会館としての意味合いが移植されるような相乗効果が期待できる。• 仙台駅東口が発展して新しい仙台の顔になってきているので、県民会館が新しく生まれ変わって運営していくには、仙台医療センター跡地は非常に良い立地である。• 県の造る新しいホールとして、東北地方の一つの拠点であるという象徴的なことや県内基礎自治体のホールのハブ機能を持つことを考慮すると、公演がない時でも人が来るような場である必要がある。仙台医療センター跡地は単に駅に近いというだけではなく、近隣商業地域であるという点においても大きなメリットになる。• 文化施設は単独で立地しているというよりは、近隣に文化的な施設が集約、複合してくることがまちづくり的な観点からは良い。
--	---

(2)－4. 設置要領

(設置の目的)

第1条 宮城県では、平成28年3月に策定した第2期宮城県文化芸術振興ビジョンにおいて「あらゆる人が文化芸術を創造・発表・享受できる環境づくり」を施策として掲げ、文化施設等の充実及び活用を推進することとしている。また、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律等においても劇場、音楽堂等の活性化を図り、活力ある地域社会の実現等に寄与することが求められている。

本県においてその役割を担う宮城県民会館（以下「県民会館」という。）は、施設の老朽化やバリアフリー化が不十分であることなど、様々な課題を抱えている。

このため、今後の県民会館に求められる基本的な方向性や、機能・規模・立地条件等について有識者から意見を聴取することを目的として、県民会館の整備のあり方に関する有識者会議（以下、「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 有識者会議は、次の事項について意見聴取を行うものとする。

- (1) 県民会館の施設整備の基本的な方向性に関すること。
- (2) 県民会館の機能、規模及び立地条件に関すること。
- (3) その他県民会館の施設整備に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 有識者会議は、別表に掲げる分野の委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、当該委員が就任を承諾した日から有識者会議終了の日までとする。

(座長)

第4条 有識者会議に座長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 座長は、会務を総理し、有識者会議の進行を行う。
- 3 座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 有識者会議は、宮城県環境生活部長が招集する。

- 2 有識者会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 環境生活部長は、必要があると認めるときは、有識者会議に委員以外の者を出席させ、助言、説明を求めることができる。

(委員の代理出席)

第6条 委員は、やむを得ない事由により有識者会議に出席できないときは、座長が認める場合に限り、所属する団体に所属する者を代理人として選任し、その職務を行わせることができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その業務を終えた後も同様とする。

(事務局)

第8条 有識者会議の事務局を宮城県環境生活部消費生活・文化課に置く。

2 事務局は、有識者会議の庶務について処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めがあるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、座長が有識者会議に諮って定める。

附則

この要領は、平成31年1月11日から施行する。

別表（第3条関係）

分 野
文化政策
建 築
施設運営
実演団体
利用団体

宮城県民会館整備基本構想

令和2年3月

編集・発行

宮城県環境生活部消費生活・文化課

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

TEL 022-211-2527 FAX 022-211-2592

E-mail syoubunb@pref.miyagi.lg.jp

URL <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/>